

◎議 事 日 程（第3号）

平成21年12月9日（水曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（28名）

1番	大島一郎君	2番	前田英美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
23番	黒田国昭君	24番	中村文子君
25番	加藤敏彦君	26番	加賀博君
27番	宮本和子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

---

◎欠 席 議 員（1名）

22番 永井千年君

---

◎欠 番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木忠男君	副 市 長	山田信行君
教 育 長	五富利清彦君	会 計 管 理 者	伊藤忠俊君
総 務 部 長	水谷洋治君	企 画 部 長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教 育 部 長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上 下 水 道 部 長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福 祉 部 長	加賀和彦君
消 防 長	水野仁司君	経 済 課 長	大島静雄君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部 秀三  
書 記 田尾 武広

議事課長 伊藤 浩幹

---

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

本日は大変御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

22番・永井千年議員は欠席届が出ておりますので、報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の2番・前田芙美子議員の質問を許可いたします。

○2番（前田芙美子君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

在宅介護を評価する仕組みをとという点について質問させていただきます。

介護保険制度の導入から10年目になります。最近の新聞を見ますと在宅介護を支える家族の悲劇が絶えません。介護には原則的に三つの形式があると考えられますが、第1は在宅介護、第2に指定業者ヘルパーらが行う出張介護、第3が施設介護です。

ところが指定事業者の介護サービスについては、残念ながら充足されているとは言いがたいものがあります。施設に入所したくてもできないで自宅で待たされている人がたくさんおります。要介護度が上がってくると、仕事をしながらの介護は困難となってきます。また運よく入所許可がおりたとしても、入所したくない要介護者などもおります。このため、家族への思いや経済的負担などで在宅家族介護を余儀なくされた家族もいます。要介護3から5の重度の人を家庭で介護をする人は、仕事を放棄しなければならなくなります。

施設に預けた場合、介護保険から年間約420万円の負担があり、勤め人なら月給やボーナス、退職金、老後は共済・厚生年金が受け取れます。一方、在宅で家族を介護するためやむを得ず仕事をやめた人は、月給や退職金などを放棄し、国民年金だけで生活しなければなりません。これはとても不公正だと思います。無報酬による24時間の家族介護者に幾らかでも援助することで、介護者も要介護者もお互いに経済的精算がつくことで、一番大切な精神的、肉体的軽減を図れたらと思います。そうすることにより、ある程度は介護が報われます。祖父母を介護する親の姿を子供が見詰めることで家族のきずなも維持され、結果として介護殺人の予防につながると思います。

愛西市も共働きをする夫婦は多く見えると思いますが、寝たきり老人を介護するための家庭内介護は何家族あるのでしょうか。また、老人介護施設への待機者は何名見えるのでしょうか。要介護度が重い場合、夜間や休日の介護、カテーテルが必要な人などの介護は介護サービスの

利用だけでは維持できません。今は会社をやめ、排せつ物にまみれて懸命に在宅介護をしている人が評価されているとはいえません。その行為の価値を認め、金額の大小を問わず現金給付制度を導入するというのはどうでしょうか。以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

前田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初、寝たきり老人を介護する家庭内介護の家族数、それから老人介護施設の待機者数、それから現金給付制度の導入についてということで御質問をいただいたかと思えます。

寝たきり老人を介護する家庭内介護の家族数でございますが、かつては寝たきり老人手当等がありまして、6ヵ月以上寝たきりの方というようなことで把握をしておりましたが、介護保険制度に変わりましたので、介護保険の要介護認定者の4及び5の方の数字を申し上げたいと思います。その中で施設入所を除いた方でございますが、要介護4の方につきましては125名、要介護5の方は80名ということで、合計205名ということになっております。これは10月末現在でございます。なお、この205名の中には容体が悪化をいたしまして、医療機関に入院しているという方もおみえになろうかとは思いますが、そういった数字は把握できませんので、とりあえず要介護4、5の方で施設入所者以外の方ということでお答えをさせていただきます。

それから、介護老人福祉施設の待機者の状況でございますが、愛西市内に限定をさせていただきますましたが、愛西市内の待機者は四つの施設で146名ということでございます。ただ、現在では複数の申し込みができますので、重複している方もあろうかと思いますが、そういうこともお含みの上、よろしくお願いいたします。

それから、現金給付制度の関係でございますが、現在介護慰労事業ということで非課税世帯の方で要介護4及び5と認定され、在宅介護サービスを1年間利用されなかった方につきましては慰労金ということで、月額8,300円を支給しておる制度はございます。平成20年度には1名の該当者がございましたが、現在のところこの制度が一つあることになっております。

現金給付制度の問題につきましては、介護保険制度導入事時におきまして、家族介護の慰労の趣旨ではありましたが、現金支給を認めるかどうかというような問題、それからヘルパー資格を持った家族が介護をした場合に、介護報酬を支払うことができるかどうか、そういった議論がありました。結局それらは見送られることになりました。と申しますのは、今回の介護保険制度の導入につきましては、長寿による介護の長期化、それから老老介護、一人で受け持つ複数介護、遠距離介護、そういった状況がございまして、家族介護はもう既に限界に来ているというような状況もあります。それから、介護者の心身の疲労がもたらす家庭崩壊、虐待などに発展をしかねない、それから殊さら女性に負担を強いている家族介護の縛りにつながる。現金を支給した場合に、そういった問題が起こり得るというようなことがありまして、高齢化、核家族化が進む状況の中で、国民がお互いに負担し合ひまして、社会全体で介護を担おうというようなことでこういった制度ができたものでございます。その趣旨から現金給付というのは見送られた経緯がございまして、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

#### ○2番（前田芙美子君）

ありがとうございます。

最後の御答弁の件ですが、現金給付は家族を縛るということですが、ドイツでは1番に現金給付をされたと思います。同じように家族を縛るということで今はなされていませんけれども、やはりいろんな方たちが家族を介護に縛りつけるのではなく、介護せざるを得ない家族の精神的、経済的負担を軽減したいと多くの方が言っていられるのを聞きまして、私も愛西市でできないことはないと思ひまして、今回こういう質問をさせていただきました。

それと、今聞きますと大勢の方が家庭介護をしていらっしゃる。施設に入っていない重度の方が205名もいらっしゃる。その中で病院に入院していらっしゃる方は除いても、結構大勢の方が在宅で介護をしていらっしゃると思います。そういう方たちの理由というのを、なぜ家で介護をしなければならないかという理由を把握していらっしゃるのでしょうか。単に施設に入れないとか、そういうことでしょうか。4から5の方たちだと介護保険を優にオーバーしていらっしゃるって、本当に自分たちで介護していらっしゃると思うんです。そういう方たちの声は届いていますでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

介護保険制度になりまして、ケアマネジャーがそれぞれつくことになりまして、そのケアマネジャーがいろいろサービスの調整をしておっていただくわけございまして、そういったケアマネジャーを通じて、いろんな困難事例等がありましたら地域包括支援センターがそういった相談を受けまして、いろいろ対応するということが変わってきております。

在宅で介護されている方の理由でございますが、直接アンケートなり、そういったことで調査をしたことはございませんが、やはり家族の力で面倒を見たいという方もおられるでしょうし、施設を待機している状況の方もおられると思いますが、そういうことでいろんな状況はあろう方と思っております。

それから現金支給の問題で、ドイツが現金支給をしていたということで、介護保険が始まる時にはドイツはそういうことをやっていて、それで介護認定が急速に広がったというような状況もあろうかと思ひます。ただ、現金支給の場合に、その現金をどういった形で支給するかというのが問題になるわけでありまして、例えば介護者に支給するのか、要介護者本人に支給するのか。それから、その支給の趣旨ですね。介護者の慰労という問題になるのか、休業補償なのか、労働の対価なのか。それから、要介護者の在宅サービスと施設サービスの均衡を図るという問題なのか。いろんなそういったことが議論をされまして、いろんな問題点もあるわけですが、不正受給なんかにもつながるのではないかと、本当に介護のために使われるのだろうかとか、いろんなことが議論されまして、結果見送られて、とにかく在宅なり施設なり、そういった介護のサービスを充実していく方向で結論が出ましたものですから、そういうことで先ほども答弁をさせていただきましたが、そういったいろんな問題も含んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○2番（前田芙美子君）

今部長が言われたことすべて含まれているんですが、もちろん現金給付をしていただく場合

にはいろんな条件をつけないといけないと思うんです。施設に入った場合、先ほど年間420万円の介護保険を使うと言いましたが、そういうところから計算しまして、全国でも東北の小さな村の村長が国にかけ合いました現金給付を介護保険から出しているところがあるんですけども、ただ、今言いました条件というのは、家族が仕事を放棄して在宅介護をしているという場合に限ります。その家族も、ヘルパーの資格はなくて一般の普通の人なんですけど、やはりケアプランなどはケアマネジャーに立ててもらってとか、そういう条件がいろいろ重なりますが、家族介護サービスだけを受けている場合という例をとりますと、要介護5の人、いろんな介護保険のことを考えまして約12万円を限度として支給をします。その中で指定業者は受けていないということだと、家族介護サービスとして12万円支払う。その中で自己負担額はサービス費の1割、それから事務手数料として5%、15%を支払った残りの10万2,000円を家族に残す。

またもう一つは、指定業者を使っている場合には、その指定業者のサービスが例えば4万とすると、それを差し引いた額で手数料などを引いて6万4,000円が手元に残ると、そういうふうな方法をやっているところがあるんです。もちろんこれは国の現行の制度ですので、一市町村では何ともなりませんけど、そういうものを国の方へ持って行くというような制度を、一度つくろうというお考えはないでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

介護保険制度の中で、新たに市町村独自の制度を設けようと思えば、横出しとか、上乗せとか、そういった今の制度に対して横に新たな制度を設けるとか、今の制度を充実されるというような上乗せだとか、そういったことになろうかと思いますが、それにつきましては、やはり介護保険を受ける側ばかりではなくて、そういったものがすべて今度保険料の方にもはね返っていくというような側面もございますので、やはり新たなサービスを導入するについては、そういった保険料を払っていただいている方々の御理解も要るんじゃないかなというようなことは思うわけでございます。したがって、現金給付は先ほども申し上げましたように、いろいろ解決していかなければならない問題がありますので、なかなか導入には難しいということが今の状況でございます。

#### ○2番（前田美美子君）

先ほども申しましたように、介護施設に入ったりしていると年間420万円ぐらいのお金がかかると言いましたが、それを家族介護でやっていただくとそういうものがうんと抑えられます。だから、決してほかの人の介護保険料が上がるということはないと思います。ちょっと計算していただくとありがたいんですが、むしろ出ていく介護保険料が抑えられると思います。一度全国でやっているところを調べていただいて、絶対不可能ではないということを思っていたら、これからどんどんと高齢化になって、施設がどんどんふえるわけではないので、家族介護を余儀なくされる家族・家庭がふえてくると思います。そういうところのために、こういう制度をこれから全くできないと排除してしまうのではなくて、考えていただきたいと思うわけです。少子・高齢化による保険料の増加を結果的に抑えることができると思います。現

行の介護保険制度を将来的に継続していくためのものだと私は考えておりますので、今後少しでもそういう方向に考えられることができればお願いしたいと思います。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

調査をということですので、一度そういった事例が私も日本全国のことを承知しているわけではありませぬので、一度調べてみたいとは思っています。

それから待機者の状況でございますが、先ほど人数を申し上げましたが、施設の方々等にお聞きをしますと、待機者の方も先ほども複数にわたって申請をされているというような状況も申し上げましたが、やはり順番が来て御連絡を差し上げると、今まだちょっとうちで面倒が見られるのでいいとか、病院に入院しているからいいとかというようなことで、亡くなられた方も取り消しをされていないというような例もありますので、やはり施設入所を希望される場合には、確かに待機者は今の数字上は多いんですけれども、現実はいろいろ先ほど申し上げた状況がありますし、それと緊急でどうしても家族の状況が施設入所の緊急を要するというようなことがありますし、それぞれの施設では審査委員会を持っておりまして、そういった状況は考慮していただけるようなことにもなっておりますので、やはりケアマネジャーさんとかを通じまして、施設とよく連絡を取り合ってくださいといいたくというふうに思っております。

それから現金給付の問題につきましては、一番危惧をするのはそのお金が介護のために本当に使われるのかということところが一番心配なわけございまして、その辺も解決できるような方向、それから女性を縛るようなことにならないかだとか、そういったいろんな問題が解決できれば、そういったこともあろうかとは思いますが、その辺を心配しますので、現段階では踏み切れないという状況でございますので、よろしくお願いたします。

#### ○議長（加賀 博君）

これで2番議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の14番・近藤健一議員の質問を許可いたします。

#### ○14番（近藤健一君）

議長のお許しをいただきましたので、通告により勝幡駅前開発についてと、地域要望についての質問をいたします。

最初に勝幡駅前開発ですが、私は地元議員として正確に説明しなきゃならないのでよろしくお願いたします。

6月議会のときに、家、土地など合わせて約70%弱の進捗をしているとの返答で、私自身が意外でした。その後、私が見ていると、家、車庫等が壊され、大分進んでいると思います。また昨日、第83号の議案、土地取得についての質疑により、11月末までの進捗状況が説明されました。もう一遍念のために読ませていただきます。

19年度より21年度11月まで、土地、合わせて45筆、76%、建物、合わせて48件、97%という説明がありました。この数字は全体で何%に当たるか教えてください。

また、11月21日の中日新聞に、年度内着手という報道がありました。私は19年度から21年度にかけて土地を海部津島土地開発公社に買ってもらい、二十一、二年、23年度に買い戻し、24

年度から25年度にかけて工事が行われると思ひ込み、6月議会でもこの壇上で質問をしてみました。何の訂正もなく、今回21年度から23年度で買い戻すと聞き、驚いております。もし質問が間違っていたときは訂正をよろしくお願いいたします。

また勝幡駅前開発ですが、少しでも早く進むことは大歓迎でございます。今後買い戻した土地をどのような形で勝幡駅前開発をする予定かをお聞かせください。

次に地域要望について質問いたします。

各地域の総代から9月末ごろ、道路舗装・側溝等いろいろ地域をまとめて順位をつけて要望が出てまいります。公平な立場にて要望の事業が行われると思っておりますが、ある地域ではなかなか進まないとか、議員が出ている地域は要望が通りやすいということを目にすることがありますのでお聞きします。大きく分けて佐屋地区、立田地区、八開地区、佐織地区でいいですから、本年度どれくらい達成しているかを教えてください。

また、国においては政権が逆転し、地方への補助金・交付金等が変わってくると思っておりますが、22年度の予算編成において、21年度と比べ22年度はどのぐらいを予定しているか、大まかでもいいですから教えてください。

以上、壇上における質問を終わりますので、あとはよろしくお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、近藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、勝幡駅前開発についてということで、土地、物件等の全体の進捗率はどのぐらいになるかというお尋ねかと思っております。土地、物件補償費等をあわせると件数での率ですが83.8%ほどになるかと思っております。

それから2点目、新聞報道ではということでお尋ねでございますが、新聞の記事では「着手」という言葉が使われておりましたので、そういった御質問のような受け取られ方もあるのかなあとと思っておりますが、海部津島開発公社で代行買収をしていただいたものを、本年度、いわゆる21年度から23年度までの3ヵ年でまちづくり交付金制度を利用して公社から買い戻す事業を始めるというものでございます。実際の工事につきましては、議員御質問の中でおっしゃってみえるように、一応24年度、25年度で工事を行ってまいりたいという計画予定でおります。

それから地域内要望についてということで、件数のお尋ねでございましたが、お答えをさせていただく前に大変恐縮なんです。御質問の趣旨の中で議員がおるところは施行が早いというようなお言葉をいただきましたけれども、これは御質問がある都度、私の方でお話しをさせていただいておりますが、佐屋、立田、八開、佐織において、まだ道路台帳をもとにした普通交付税の算出で、需要額がどのぐらいになるかというのが数字として出てまいります。予算をお認めいただいた中で、その基準財政需要額の率で大まかに地区編成の中へ金額を振り分けまして、なおかつまた一町内の中でも戸数が10戸、20戸という町内から千何百戸というような一町内をお持ちの地区もお見えになりますので、そろばんとか計算機ではじいたようなきちっとした数字にはなりません。大まかに大きい集落については、ある程度事業費として小さい集落よりかは投入をさせていただいて御要望におこたえをしてみたいという中で進めており

ますので、それだけ前もってお答えをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは21年度の実施率ということでございますが、年度途中でございますので、最終の数値ということにはなりません。現在発注している状況の中で、どのぐらいの率になるかということでお聞きをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず佐屋地区でございますが、側溝で要望件数32件、発注しましたのが19件、59.4%ほどになろうかと思ひます。舗装の方でございますが、要望件数が57件で、発注しましたのが27件、47.4%ほどになろうかと思ひます。

次に立田地区でございますが、まず側溝ですが要望件数が52件、発注しましたのが12件、23.1%。それから舗装の方ですが、46件要望がございまして、発注しましたのが8件、17.4%です。

それから八開地区でございますが、まず側溝の方ですが、要望件数は15件、発注しましたのが7件、46.7%になろうかと思ひます。それから舗装の方でございますが、要望が28件、発注しましたのが12件、率にしますと42.9%になろうかと思ひます。

それから佐織地区でございますが、まず側溝の方ですが、要望件数90件、発注しましたのが22件、率にしますと24.4%。舗装の方でございますが、要望が38件、発注しましたのが4件、10.5%でございます。

これは地区別にしたんですが、市全体で言いますと、側溝の要望件数が189件で、発注しましたのが60件、31.7%。それから舗装の方ですが、169件要望がございまして、発注したのが51件、30.2%ほどになろうかと思ひます。

ただ、実施率は発注した件数に対して分母を要望件数で除すという形を出しておりますが、これも常々申し上げておりますけれども、例えば側溝を例にしますと、10メートルの箇所を1件とするところもあれば、30メートルから50メートルぐらいを1件として要望として上げておみえるになるところもございまして。舗装でしますと、幅を2メートルほどで舗装が終わるところを、例えば50メートルなら50メートルというのがそれも1件ですし、6メートルほどの幅を舗装しなければならぬところを、例えば50メートル要望されるとそれも1件でございますので、率の関係をあくまで要望があったことに対しての件数の率ということで御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

#### ○14番（近藤健一君）

いろいろ回答をありがとうございました。

順次質問をさせていただきます。

勝幡駅前開発の方でございますが、今聞きました83.8%、大分行っている。そして、名鉄の敷地のことでのうちちょっと触れられたと思ひますが、その件はどうなっておりますでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

御質問は、名鉄敷地の買収はどうなっているかというふうにお受け取りさせていただいてよ

ろしいですか。

○14番（近藤健一君）

はい、そうです。

○経済建設部長（篠田義房君）

名鉄の分につきましては、21年12月7日付をもって契約・調印という形になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○14番（近藤健一君）

これは何筆になっているのでしょうか。名鉄敷地。

○経済建設部長（篠田義房君）

12月7日付で契約・調印に至ったものは12筆でございます。

○14番（近藤健一君）

そうすると土地に対しては、きょう現在で言いますと、58筆の中のきのう説明のあった45プラス12ということで57筆が今取得している格好だと思います。それを率で言うとどのぐらいになるのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

議員、申しわけございません。今58筆と言われたんですが、全部で59筆ですので、59筆中57筆、率にしますと96.6%ぐらいになるかと思えます。

○14番（近藤健一君）

ありがとうございます。

本当にこの半年間で70%弱から96.6、あと2筆だけという、本当に職員の方々が一生懸命やってくれたおかげだと感謝しておる次第でございます。またこの2筆に対しても、今後一層努力の方をお願いいたします。

そして今後の予定ですが、今のところどんな状況になっているか。また今、勝幡駅の踏切が、前のときでも早くやるような予定があるようなこともちらっと聞いていますが、その辺についてお尋ねいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

踏切の改良につきましては、名鉄側と現在話を進めている最中でございますが、一応予定としましては、南東の一部取りつけ部分を手がけたいと考えています。計画としましては、23年度までに一応踏切の工事については完成にもっていきたいと、そういった計画予定でおります。

○14番（近藤健一君）

ありがとうございます。

地域要望ですが、これは各地区からこうやって要望が出てきて、その現場を見て役場の方で大体順位をつけて動かれるのか、それとも上がってきた書類面から順次やっていかれるのかお聞きします。

○経済建設部長（篠田義房君）

一応御要望いただいた箇所については、全部現場の方を当たります。ただ、発注の段階につ

いて、例えば1番2番3番と順位をつけられて、1番2番まではできるが3番ができないというときに、3番の現状の方が私どもの目から見ると、大分先行してやられた方がいいように思うんですがいかがでしょうかという話し合いは行います。ただ、あくまで現場は見ますが、地元の優先順位というは尊重をさせていただいております。それが現状でございます。よろしくお祈いします。

○14番（近藤健一君）

ありがとうございます。

それから最後に政権がかわり、多分予算とか交付金とかいろんなものが国の方から減額されてくると思います。22年度予算編成について、21年度と比べてどのくらいを予定されていすでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

すみません、確認をさせていただきたいんですが、地域内要望の関係でお尋ねでございますので、22年度の予算の関係についての私ども事務方の数字はどのぐらいなのかというふうにお聞きという解釈をさせていただいてよろしいですか。

○14番（近藤健一君）

21年度を100として、大体どのくらいの要望を22年度は90とか80とかという、予算編成はもう入ってまいります。そこをお聞きします。

○経済建設部長（篠田義房君）

地域内要望分の22年度の予算をどのぐらいというふうには、私ども受け取らせていただいております。答えをさせていただきたいと思ひます。

22年度の予算については、財政課サイドのヒアリングを終えた段階で、これから副市長査定、市長査定と順に上の方に査定をいただく形になっておりますので、私ども事務方としては21年度並の地元要望の予算をお願いしたいということで、現在要求をしているところでございます。よろしくお祈いをします。

○14番（近藤健一君）

ありがとうございます。

また、勝幡駅前開発事業でございますが、21年度から24年度にかけて買い戻しを行っております。ここについて、少しでも地元としてやれる工事がありましたら早く着工をしてほしいという要望をしております。

また地域要望についても、地域として本当に必要なことを要望をしておりますので、極力これと同じくらいの率でお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これで14番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時55分再開といたします。

午前10時41分 休憩

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位3番の、10番・村上守国議員の質問を許可いたします。

○10番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、急がねばならない農業政策と、市民が理解しやすいマニュアルの策定について、大項目2点、一般質問をさせていただきます。

まず、農業政策についての小項目1であります耕作放棄地対策協議会の設置をについて、一般質問をさせていただきます。

国は2011年度までに、農用地区域中心に20万ヘクタールの耕作放棄地解消を目指し、本年度から緊急対策を展開しております。まず、都道府県と市町村段階で協議会組織の設置を進めており、きょう現在の市町村段階の協議会設置状況は準備中か設置意向を持つ市町村は、全国8割に及んでおります。愛知県内の自治体で耕作放棄地対策協議会を設置している市は半田市、設楽町を初め8市、県へ申請中が豊川市、蒲郡市を初め5市であります。大半の市では準備を進めていると聞いております。耕作放棄地の発生原因は、一つ、農家の高齢化、労働力不足、一つ、農地の受け手がいない、一つ、農産物の価格低迷などほかにもさまざまな原因が考えられます。

前年度、全国で実施されました耕作放棄地を対象とした一筆調査によれば、愛西市では10万1,285平方メートルの農地の荒地が見つかり、特に旧佐織地区が目立ちました。これが来る2月1日現在で実施されます農林業センサスでは自計申告のため、農地の荒地面積が相当ふえることと考えられます。私は今、行政が中心となって対策を考え、耕作放棄地の解消を進めないで、今後の愛西市は農用地の適正な保全、維持、管理はまず不可能と理解しております。

1点目の質問であります、今回の事業仕分けにより耕作放棄地再生利用緊急対策は来年度予算計上を見送ると報道されております。私は非常に残念であります、ただ、愛知県の場合は積立金を活用して22年度以降も補助対象事業として継続するというを確認しております。今、全国的に問題が提起されたのを機会に、構成員を行政農業委員会、農業協同組合、土地改良区、集団営農組合等々の組織で地域協議会を立ち上げるべきと強く感じております。今後は地域協議会を中心に耕作放棄地解消計画の策定と農地再生、耕作者の確保など具体的な取り組み、地域に合ったメニューを実施していくことが有効な手だてとなります。地域協議会を立ち上げる考えはないのかお尋ねをいたします。

2点目の質問であります、耕作放棄地の拡大は病虫害や鳥獣害または交通事故等の増加にもつながります。加工・販売も含めた営農モデルをつくるなど、地域ぐるみの知恵で解消につながるのが私の願いであります。もし、耕作放棄地対策協議会を立ち上げない場合、市の政策としている解消の具体策を示していただきたいと思っております。

次に、農業政策について小項目2点目の平成22年産米の生産目標数量について質問をいたします。

農家への個別所得補償制度が米を対象に来年度から実施されます。原則は農家の赤字を補てんする制度であります。政府が示す生産数量目標に従うことを条件に、全国標準の生産費と全国標準の販売価格の差額を全国一律に補てんする制度と聞いております。愛西市においては集落営農10団体あり、生産調整は、麦・大豆が定着されており、集落営農は、麦・大豆づくりと切っても切れない関係であります。農業機械を処分している農家や集落営農地域は今さら後戻りはできません。

質問であります。麦は例年11月から12月にかけて作付を実施しております。いまだに行政から生産調整等の方針は示されておられません。私ども農業経営者は作付計画すら立てることができない状態です。例えば、現在私どもは40町歩の田を集団で耕作経営をしております。22年産の生産数量目標でございますが、米、小麦とどの割合で作付すればよいのか教えていただきたいと思っております。

次に、市民が理解しやすいマニュアル策定についての小項目1であります。模範的な災害時の避難マニュアルの内容について一般質問を続けます。

10月7日発生した台風18号により、愛西市においても佐屋老人福祉センターを初め4カ所に自主避難をされた市民があったことを報道されました。また10月16日から17日の両日には親水公園体育館において、災害時の避難所生活疑似体験が開かれ、30家族延べ80人の市民が参加されました。東海地震のような大地震から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、ふだんから十分な対策を講じておかなければならないと痛切に感じております。今、私が一番心配いたしておりますのは、避難の勧告または指示を受けた自治会長から末端の住民への至急連絡網が確立されていない現在、情報伝達がスムーズに流れず、途中で途絶えてしまい、住民の生命、身体のプロテクトを守ることができなくなる恐れが大であります。

私は平成20年9月の定例会の一般質問において、愛西市地域防災計画による住民が速やかに安全に避難できる模範的なマニュアルの策定はできないのか。そのモデルによって、各地域の実情に合った独自のマニュアルを作成し、避難訓練を重ね、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める目的で質問をいたしました。それに対して答弁の内容は、今年度中に作成するとの回答でありました。これは20年度の議案であります。

質問1であります。20年9月の質問及び回答を踏まえて、マニュアルの内容と各地区の代表者及び自主防災会等に対して、どのような指導をされているのかお尋ねをいたします。

次に、小項目2の自主防災組織活動マニュアルの策定について質問をいたします。

昭和51年8月東海地震で大地震があす起こっても不思議ではないという東海地震説が発表されて以来、各地域には自主防災組織が結成され、防災訓練の実施、防災資器材の整備などが行われてまいりました。現在愛西市の自主防災組織の結成率は約90%となっておりますが、地域による自主防災活動への格差、防災活動のマンネリ化、役員の高齢化などさまざまな問題を抱えているのが実情であります。自主防災活動を活性化させるためには、行政による働きもさることながら、リーダーとなる方や熱意のリーダーシップによるところが非常に大きいと考えられます。私の経験と会員の立場から申し上げますと、例えば、一つ、自主防災活動の必要性

や、リーダーとしての考え方、また自主防災組織とはどのような役割を担っているのか、一つ、大地震が突然発生した場合には、自主防災組織はどのような活動をするべきなのか、などなどを役割組織の基本的な活動内容等についてわかりやすくまとめることにより、自主防災組織活動マニュアルとして活用され、また役員が交代した場合には、引き継ぎ用として利用されるようなマニュアルを作成する考えはないのかお尋ねいたします。

あとは自席でお尋ねをいたします。的確なる御答弁をお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、急がねばならない農業政策についてと題してお尋ねの点から答えをしてみたいと思います。

さきの21年3月の議会で、議員からの御質問でお答えをしておりますように、当愛西市にはさきの調査での耕作放棄地の面積というものはございません。そのために雑草繁茂農地はありますといった御答弁をさせていただいていると存じております。そうしたことから、耕作放棄地対策協議会の設置については現在のところ考えておりません。県内を見ても、議員がおっしゃってみえた設置及び設置予定のところの市町村については、こういった平地を持つ尾張地域ではなくて、中山間地になるような三河地区の方の設置が予定しているようなところが多いやに聞いております。

それで2件目の、立ち上げない場合、耕作放棄地を解消する具体策をという御質問でございますが、私どもから雑草繁茂農地をなくしていくには次のようなことを考えております。農家の高齢化及び農産物の価格低迷等に加え、相続による地域外等の農地所有者が現在ふえつつあります。したがって、そういったところが雑草繁茂農地になっているように見受けております。農業委員さんからの連絡とか、農地パトロール等の実際の把握を行いながら、現在指導通知をいたしているところでございます。

利用紹介等につきましては、農協を交えて利用権の設定の推進等も行っております。また畑等につきましては、市場出荷農業者及び直売所で販売を考慮してみえるような農家の方に、どうでしょうかという御案内をいたしております。また大きくは、担い手、こういった方法で農地の利用集積をしていくといった策も推進をいたしております。田では、議員もいろいろとお骨折りをいただいておりますが、集落営農経営といったことについてはいかがでしょうかというようなPRもいたしております。

それから2点目の平成22年産米の生産目標数量についてと題してお尋ねの件についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、農林水産省から11月27日付で平成22年産米の都道府県別の生産目標数量が発表されました。全国の生産目標数量につきましては、21年産より2万トンほど少ない813万トン、面積換算で154万ヘクタールであります。愛知県への配分につきましては14万4,250トン、面積換算でお話をしますと2万8,450ヘクタールという形になっております。愛知県から愛西市への米の生産目標数量の配分につきましては、今月の25日に海部総合庁舎で開催がされます平成21年度海部地域水田農業構造改革対策推進会議において示されることになって

おります。この点につきましては議員同様、私どもも発表がもう少し早くならんかと、こういうことを常々課長会議で申し上げてくるように言っておりますが、これについては言っておるんですけどなかなか聞き入れていただけないというのが実情でございます、議員のおっしゃるとおり、これについてはもう少し私どもも声を大にして、県の方、それから県から国の方へお伝えをしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは市民が理解できるマニュアルの策定ということでお答えをさせていただきますけれども、議員が先ほど御質問の中で言われました昨年の9月議会定例会の質問のことを述べられておられました。その関係でございますけれども、私がお答えをさせていただいた中で、本年度中に策定をいたしますと申し上げましたのは、要援護者の支援プランの関係でございます、その際にも申し述べさせていただいておりますけれども、避難支援については、作成したその後の対応ということをお願いさせていただきますので、その点もあわせてお願いをいたします。

その支援プランの関係でございますけれども、現在、福祉部が事務局となりまして検討会議を進めておっていただきますので、その策定中におけます内容とか進捗状況におきましては、後ほど福祉部長の方からお答えをさせていただきますので、何分よろしく願いをいたします。

それから、各地区の代表者とか自主防災会とか市民の皆様にとどのような指導をしているかというようなことでございますけれども、自主防災会に対します訓練におきましては、毎年必ず1回以上はおやりくださいということをお願いをし、また訓練種目等についても、ある程度のメニューを持ってお示しをさせていただいた後に防災会の方でお選びいただき、実施をしていただいているところでございますし、また昨年もことしも防災講演会を市の方で行っておりますので、そういうようなとき等もとらえまして行ってきておるのが現状でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、活動マニュアルの関係でございますけれども、マニュアルについては議員の皆様方にもお配りをさせていただいておりますように、このようなピンクのものが平成20年3月に作成をいたしております。このマニュアルにおきましては、自主防災会が設立されております組織におきましては3冊ずつお配りをしておりますし、またその後も立ち上げもされてきておりますので、そういうような組織におきましては、立ち上げの都度お配りをさせていただいているようなことでございます。それで私どもといたしましては、質問でもございましたように、役員さんというのは特定の方がある程度引き続いてやっていただければ、それにこしたことはないわけでございますが、地域によっては毎年役員さん方が交代をされる組織もあるわけでございます。そういうような中で、私どもとしてはこのマニュアルをつくって配って終わりというような気持ちは決してなく、皆様方に愛用されるマニュアルにさせていただきたいというようなことで、引き継ぎ用というのも表示をさせていただいております。既に議員の皆様方も御存じのように、出前講座も始めておりまして、この自主防災会のことについても、出前講座の一つとして取り入れております。そういうような中で御希望がある団体におきましては、私どもが出向

かせていただきまして、とにかく皆様方に御理解いただいて、御協力いただくよう努力しておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

#### ○福祉部長(加賀和彦君)

それでは私の方からは、災害時要援護者避難支援プランについてお答えをさせていただきたいと思えます。

当初、20年度中に何とか策定をしたいということでスタートしたわけですが、この案をつくるにつきましては、職員の横断的なワーキンググループを立ち上げて取りかかったわけですが、例えば要援護者の範囲一つとりましても、いろいろお一人お一人状況が違うということがございまして、なかなか意見がまとまらなかったというようなこともありますし、情報の取り扱いをどうするんだとかいう、いろんなことを議論していく中で、今日まで来てしまったわけですが、先月ようやく案がまとまりましたので、今後策定委員会パブリックコメントを実施いたしまして、今年度中には決定をしていきたいというふうに思っております。

この内容でございますが、いざ災害が起きたときに、先ほども申し上げましたが援助が必要な方々の範囲、それからその方々の情報の収集・共有、避難支援、安否確認等が中心となっております。また日ごろの準備が必要というようなこともありまして、コミュニティの大切さというようなことも盛り込んでおるところでございます。

今後の予定でございますが、今年度作成をいたしまして、来年度、今予算でお願いしておるわけですが、要援護者の方々が今現実に災害にどう備えられているのか、あるいは災害が起きたときにいろんな機関がございまして、そういった機関にどんな援助をしてほしいのか、そういった調査を一度してみたいと思っております。また、要援護者を含めた防災訓練も来年は一、二カ所で一度モデル的にやってみたいなというようなことも思っております。そういったことを通じまして、問題点をいろいろ把握いたしまして、その結果を踏まえて順次地域に広げていきたいと、そんなことを思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○10番(村上守国君)

ありがとうございました。

では、再質問を大項目ごとに二、三させていただきますのでお願いをいたします。

1点目でございますが、耕作放棄地対策協議会の設置は考えていないという答弁でありましたが、先ほども申されておられます雑草繁茂農地という言葉自体が私はよく理解できません。これはどのような法律用語なのか教えていただきたいということと、政府が言っております耕作放棄地と雑草繁茂農地とはどう違うのか。また行政事務上どこで線引きがなされているのか、どこまでが雑草繁茂農地でそれが過ぎると、例えば耕作放棄地とかいう線引きがあるのかどうか説明をしていただきたいと思えます。

それと、私が住んでおります地区内に約50町歩の農用地があります。農用地の所有者は99名で、そのうち30名は地区外で東京、横浜、名古屋、一宮等といわゆる入作者の方でございますが、これらの大半は相続によって所有されておまして、いずれも5年以上は作付がされてお

らず、荒地の状態であります。この状態をどういう名称で呼ぶべきか教えていただきたい。私ども地元では当然耕作放棄地というふうに理解しておりますが、今申し上げた例を行政はどういう農地だということと言われるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、私どもは耕作放棄地であろうと雑草繁茂農地であろうと農用地が適正に耕作されておきませんので、荒地の状態には変わりはないと思います。なぜ対策協議会を設置して解消に向けて取り組まないかという理由をお願いいたします。

それと2点目にありました耕作放棄地解消に向けての市の具体策のお答えでございました。要は農業委員の農地パトロールにより、実態把握を行って指導をしているとのことのようでありました。私も農業委員の一人として、各地に耕作放棄地がふえつつある現状の中で責任を感じておるわけですが、今の市の対応では何ら解消に結びつきません。こんな生ぬるい対策では何ら解消に結びつきません。そこでお尋ねするんですけど、改善命令を発した件数のうち何件適正に耕作されるようになったのか、年度ごとに実績を教えていただきたいと思えます。これは二、三年度で結構でございます。

それから3点目の22年産の作付計画についてお尋ねをいたします。

例年この時期になりますと、県からある米の生産目標、数量等々の指示が何らないので、各農業者には指示を発することはできませんというお答えでございますが、私ども生産者はどうすればいいんでしょうね。愛西市の農業者は約15%になっておりますが、何らかの生計を農業で立てておるわけでございます。そういう実情の中で、こういう農業の生産過程というのは地域性が物すごくあるわけですね。ですから、皆さん方が管内を歩いていただければ、私どもの農業形態というものはどういう状態であるかということはわかるかと思えます。そういう状況の中で、私どもは小麦の播種の時期がもう既に過ぎておるわけですね。先ほどの質問の中に申し上げましたように、11月から12月に麦をまかないと収穫ができないというのが我々の地域の小麦の作付なんですね。だから今は行政から何ら指示がされておきませんので、私どもは小麦の生産に影響が出た場合に、行政はどのような対応をされるのか、ひとつ教えていただきたいと思えます。

それと、私が先ほど質問をいたしました現在私ども40町歩の田を耕作しております。その中で、いわゆる小麦をつくっていい面積、それから米をつくっていい面積の割合をこの生産数量目標で割り当てを教えてくださいということを申し上げました。そのお答えをひとつお願いいたします。

それと作付の話でございますが、例年私どもが集団営農をしております10団体のうち、小麦の作付は相当の団体がやっているわけですが、我々の集まりの中ではいつも行政不信が出ておるわけですね、この時期において。ですから弥富市等々におきましては、小麦の作付がどんどん今進んでおるわけですね。ですから、私は愛西市も県から国からそういう指示がなくても他の市町村と連携を取りながら、過去の実績等々を踏まえながら独自の生産目標を出すべきだと思いますが、その考えはないのかお尋ねをいたします。以上、とりあえず農業政策について再質問をさせていただきます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

幾つか御質問をいただきましたけれども、雑草繁茂農地と耕作放棄地はどのような法律用語の中で、なおかつ雑草繁茂農地と耕作放棄地の線引きはどこであるのかという御質問でございますが、まず雑草繁茂農地というのが法律用語というあれは私どもとしては存じ上げておりません。耕作放棄地というのは先回の全体調査実施マニュアルの中ではこのように書いてございます。森林、原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地であるということ。具体的にじゃあどういふのかといいますと、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なこと。例えば、森林化や原野化によって農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ耕作放棄地の対象地として認めないというようなことが記載してございます。じゃあ、開墾に匹敵するような条件整備はといいますと、伐採、抜根、根を抜くんですね。それから切盛り土、凹凸がある場合、ならすということですね。それから整地、そういった耕盤造成、それから畦畔をつくるということ。それから客土、土壌改良など総合的に実施する必要がある場合をいうとあります。そういったものを整備がされたものについては、先ほど議員がおっしゃられましたような協議会を立ち上げて、名称で言いますと……。

国の交付金をいただいて、耕作放棄地の解消をしていくというものが対象になるということがうたってございます。

それから、市の具体化策についてどうかという話ですが、この二、三年の実績の関係と、全体の状況については経済課長の方からお答えを後からさせます。

それから、生産者はどうすればいいかという御質問でございますが、1回目の平成22年産の米の生産目標が愛知県分がどれだけかというのが示されまして、各市町村へは先ほどもお答えをさせていただきましたように、25日にこれしか発表されません。私も先祖伝来の農地を少しばかり持っておりますけれども、議員の御質問が趣旨の中で小麦の播種の時期が過ぎているということは、最もそのとおりだということで、先ほどもお話ししましたように、私ども市から愛知県、愛知県から国へ、もう少し早く数値を出すようにということは申し上げるように課長の方へも伝えておりますので、課長の方からそういうふう伝わっておるわけですが、なかなか解消がされない。そういう中で、じゃあ市独自でその数値を出したとして、それで、後ほど実際割り当てられた数字がまた違って来たという形が仮に生じた場合、また逆に農業に携わる皆さん方に御迷惑をおかけすることが二重になってしまう。大変申しわけないんですけれども、きちっと県の方からお示しになった数値をもとに、各皆さん方へお知らせをするという形をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

### ○経済課長（大島静雄君）

雑草の関係でまずお答え申し上げます。

昨年来手紙を出しまして、改善の関係でございますが、地区ごとに申し上げます。佐屋で1件で707平米、それから立田で2件で1,199平米、八開が1件で248平米、佐織はゼロでございます。計2,154平米、これは当農業委員会の方へ御連絡をいただいた分でございます。

それから全体の件でございますけれども、今現在麦等播種そのものをやっておみえになると思います。ただ、先ほど来申し上げておりますように、面積そのものにつきましても県の指示がどうしても年末になるということは毎年通例のことでございます。ですから、どうしても私ども早目に連絡をいただかないことには、耕作のためには非常に困難であるということで申し上げておりますけれども、農協等とも相談をしておりますけれども、やはり麦の播種そのものもそうでございますけれども、後の対応というのはやはり作付した後の加工米の対応しかないんじゃないかということが言われております。ですから、その辺、農協等ともよく協議をしながら進めていかなきゃなりませんけれども、作付した後で対応できるというと、やはり加工米の数量しか対応ができないんじゃないかなあということで考えております。

それから割り当て等につきましても、今現在あまそだち協議会というのが農協の方で設置されてございます。そちらの方で今回もこちらの方の割り当てた数字をいただいたものをそちらの協議会の方へお渡しするという経緯になると思います。

### ○10番（村上守国君）

答弁はなるべく簡潔にお願いをしたいと思います。

今お聞きしておりますと、雑草繁茂農地というのは法律用語ではなくて、勝手に行政側がつけた名称だというふうに理解してよろしいですか。

それと耕作放棄地というのは、森林化しておって農地の再生ができないというようなことを要するに耕作放棄地だというような説明でございますけど、私は愛西市の10万何がしの面積の中にそのような状態の荒地というのはありませんか。目に幾らでもつきますよ、これはね。ですから、例えば森林化しなくても、畑の上に残土が置いてあったり、一部駐車場がわりのような形で使っておるとか、そういうような土地が幾らでも目につくわけですね。ですから、そこはちょっと皆様方の考えはおかしいんじゃないのかなあ。

それと、一番肝心の対策協議会をなぜ設置しないかという理由を聞いておりますんですけど、その答えがないですね。それと、作付面積等々についても、県から国から何も言ってこないから正確な数字が示せないとか、どうのこうのと言ってみえますが、そんな答えは私の方は聞きたくないわけですね。ということは、皆様方は愛西市民のそれぞれの生活を安定させるために行政を運営されておられると私は思っておりますよ。ですから、今市民がどのような問題を抱えておるかということは的確に状況把握をしながら、毎年同じようなことを繰り返しておるようでは若干後退する行政運営ではないのかなと思います。ですから、例えば調整面積でも、要するに判明できなければ、前年度は37.5%の面積を示されておりますので、それに合わせるような状況だとか、あるいはいろいろな形の中で、いわゆる「あまそだち」という形の中で、一つ案を示さないことにはこれはいつまでたっても解決できませんね。ですから、皆さん方は生産調整を何も参加しておみえになりませんので、要は一毛作の米だけつくっておれば良いという職員の方が大半だと思いますけど、そうではないわけですね、愛西市の農業経営というのはね。もう少ししっかりと取り組んでいただかなければ、今の農業経営そのものは地盤沈下を起しているような状況の中でありますので、もっともっと我々が活気つくような農業政策をど

んどんと上げていただかないことにはいけません。答弁はいいです。

最後に、なぜ対策協議会を愛西市は設置しないかということをはっきりお答えください。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

1回目の御答弁でもお答えをしておりますように、耕作放棄地という位置づけがございませんので、協議会の設置は考えておりません。

それから蛇足で恐縮ですが、職員で生産調整をせずに米だけをつくっておるといような趣旨の御発言が議員の方からありましたが、経済課長も私も農地は持っておりますが、生産調整は行っておりますので申し添えさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○10番（村上守国君）**

要は愛西市に耕作放棄地という荒地はないから対策協議会を設置しないというお答えでいいですか、これ。こんなありふれたというんですか、現状を知らないような、プロの皆様方が僕はちょっと理解できませんね。時間が参りましたけれども、市長さんにちょっとお尋ねするんですけど、市長さんは通勤途中だとかいろんな管内を歩いてみえまして、今新聞紙上等でどんどん耕作放棄地の問題を取り上げておりますわね。こういう中で愛西市は、耕作放棄地という土地はありませんというふうに言い切れるのかちょっとお答えをいただきたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをさせていただきます。

今いろんな御質問、答弁をさせていただいております。まさに放棄地のとらえ方はそれぞれあろうかと思いますが、今農業を取り巻く環境は今に始まったことじゃありません。もう何年も前からいろんな難しい状況があるわけでありまして、質問の中でも御指摘いただいた内容、県のことも特にこれは前もお願いしたと思うんですが、村上議員さんは県のOBでありまして、県の状況も指導のあり方もよく御存じのとおりで、旧海部事務所にもお勤めの時間があったということも聞いております。ですから、アドバイスとして、市はどうして責任を問うんだということの御質問でありますけれども、それと同時に、県の指導のあり方も私どもも部長が答えましたとおり、県にもお願いをしているわけでありまして、農業委員会のあり方、農業委員の皆さんも選挙で農業を守るべく出ておっていただく皆さんでありますので、そうした考え方の中で一層もっと協議・審議もしていただいで進めていただくといいかなあと。もちろん私ども農業政策の中では、いろんな場面場面でこれからも連携をとって進めてまいります。特に最近豆の植えつけの農地が大変な草で残念な状況であります。これも天候にもよるでしょうし、いろんなそうした条件もある中でありますので、どうぞこれからも、特に農業委員会の皆さんにも私どもきちっとお伝えをして進めてまいりたいと思っております。

**○10番（村上守国君）**

私は要するに愛西市に耕作放棄地がないのかあるのかというようなことを含めて市長にお尋ねしたかったんですけど、よくわかりました。市の考え方そのものが私自身よく理解ができましたので、時間が参りましたので次の市民が理解しやすいマニュアルの策定について再質問をさせていただきます。

1点目の質問であります、模範的な災害時の避難マニュアルの策定の内容であります。これは私が今まで何度も質問をいたしておりますが、避難対象は一般市民であります。質問内容を勝手にすりかえられておられるような感じがいたします。私の質問の趣旨に沿ったマニュアルの策定はどうなっているのかということをお答えいただきたいと思います。

それと、先ほど福祉部長からお話がありました現在策定中の災害要援護者避難支援プランですか、これは一般市民が各地区の実情に合った避難マニュアルとして活用できるのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

それと、先ほど策定年度が今回おくれたというようなことでございますけど、私どもこういうような立場の中で質問をさせていただいておりますのは、これは私個人が質問をしているのではありませんので、地域の皆様方の声を含めまして、いろいろ要請があったのをこういう場で質問をさせていただいておりますので、もし何らかの理由で時期がおくれた場合には、やはりその時点において説明の義務があると私は思っておりますけど、それは今後の問題としてお願いをしたいと思います。

それと、次に自主防災組織活動マニュアルの策定についてでございます。これは私の要するに勉強不足と申し上げます。既にマニュアルは作成されておって、既に我々の方に配布されておるといようなお答えでございました。私はたまたまマニュアルを目にしておりませんし、私が属している自主防災会の方々にも確認いたしましたけど、そのようなことについては残念ながら私もお目にかかっておりませんので、このマニュアルというのは20年3月に作成されたといようなことでございましたが、当然赤本とか、あるいは広報紙等々に策定の内容を掲載され、また図書館等にも常備されておるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

最初に避難の対象は市民であるといようなことのお尋ねかと思っておりますけれども、これは避難も踏まえまして、このピンク本というのは、自主防災会のただただ市内全域に設立してくださいといような言葉のみではちょっと足りないといようなことを重んじまして、今回この作成をしたわけございまして、作成につきましては、自主防災会の運営のポイントとか自主防災会の活動で注意をしていただく点等を限られたスペースの中につくらせていただいて、自主防災会の皆様方にお示しをしたといようなことでございまして、この件につきましては、議員様と自主防災会にお配りして、あと窓口等々での配布はいたしておりませんけれども、そういうような中で作成をいたしましたし、また今後、設立されます自主防災会におきましてもお配りをしていきたいと。まだ在庫数もありますので、今、村上議員さんのお話を聞いていると、自主防災によっては、眠っておるといようなとらえ方もできるわけでございますので、そういうような行政として反省面も踏まえまして、冊数が限られますけれども再度配付してまいりたいと、このように思うわけでございます。いずれにいたしましても、これを基本といたしまして自助・共助・公助という言葉があるわけでございますけれども、地域の皆様方の御理解・御協力に基づいて、また一朝有事の際には対応していかなければならないといようなことで、市民の皆様にも御理解と御協力を求めるものでございますので、よろしくお願ひいたし

ます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

今回の避難支援プランにつきましては、あくまでも計画でございますので、先ほど少し申し上げましたが、要援護者の方々の範囲の特定ですとか、情報の収集・共有、そういったものを地域とどう共有するのかというようなこと。それから、避難情報、避難勧告、指示等の伝達の方法ですとか、避難支援の流れ、それから避難所における支援、そういったことを決めておるものございまして、各地区でのマニュアルとは若干性格を異にするものかというふうに思っております。

また御指摘の一般市民を対象にしているということですが、私どもは先ほども申し上げましたように、あくまでも要援護者を対象とした調査ですとか防災訓練を一、二カ所で実施したいというふうに思っておりますが、こういったところで明らかになった問題というのは、一般の方々にも十分対応できる、そういった問題にもダブるものであるというふうに思っておりますので、そういった中から見えてきたものも、一般の方も含めた対策をとっていくことの一助にはなるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○10番（村上守国君）

ただいまの御答弁の内容を聞きますと、要するに災害時要援護者避難支援プランというのはどちらかといえば語弊な言い方かもしれませんが、特定の方を対象とした一つの策定だというふうに理解をしております、若干一般市民も使い方によっては使おうというような言い方でありました。

私が20年9月にも質問をさせていただいておりますように、我々の地域におきまして400世帯、1,400の方がお住まいでございますけど、それぞれの事情の中で災害が発生した場合に、どのような集団で行動をするかというような一つの手引書を策定するという声が非常に大でございますので、今日までこのような形で質問をしているわけでございますけれども、簡単に総務部長さん、担当者はそのようなマニュアルは今後策定するつもりはないのかお答えいただきます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今の手引書的なマニュアルの作成ということになりますと、避難するというようなことおきますと、避難場所によっても愛西市としては53カ所指定されておるわけでございますけれど、災害の種類によっても異なってまいります。例えば地震等と水害等の関係になりますと、お互いのそれぞれの避難場所等も変わってくるわけでございます。そういうような中で市全体といたしまして、例えば善太さんについては、どこを使ってどこに避難しなさいと、そういうようなことを果たしてすべてが把握できるかという、ちょっとその点のことは疑問詞するわけでございます。先ほども申しましたように、自分の地域は守る、また自分は自分で守るというような精神のもとにお互いに地域間、また行政においても相談をしていただいても結構でございます。共に進めてまいりたいとこのように考えるわけでございますので、よろしく申し上げます。

### ○10番（村上守国君）

私は要請しておりますマニュアルというのは、例えばあなたがどこにお住まいか知りませんが、自分の住んでいる地区を一つのモデルといたしまして、要するに災害対策本部から指令が出た場合、地域住民が伝達をどのような形で受け、どのように発信をし、どのような形で避難場所へ移動するかという一つのモデル的なものをつくってくれと言っているんですよ。それに合わせて、それを各地区の実情に合わせて各地区がそれを参考にしながらつくると。そういうことは愛西市一体化の中で行動がとれるという私は理解のもとで考えて質問をしているわけですね。もしできなければ、私の方で個人的に幾らでもつくってもよろしいわけですけど、時間が参りましたので検討をしていただけませんか。これは地域住民の方々はそういうのを望んでおるわけですからね。ひとつお願いをしたいと思います。

それと最後でございますけど、今回私が質問をさせていただいている資料をいろいろ勉強させていただいている中で一つ気がついたことがありますので、今後研修等々で皆様方のお力をおかりしたと思います。というのは、職員の皆様方は自分が所属している課とか室で、この業務内容、それからどのような図書類を作成したとか、そういうようなことについて、たとえ自分が担当していなくても、その課の全体の事務分掌というのは、当然知っておみえになるのが私ども市民からの考えでございます。ですから、朝おはよう一斉運動等々もおやりになってみえんと思いますけれども、課全体の中で、職員がお互いに自分たちの課がどういう問題が今抱えて業務を行っているかということを経験しながらやっていただきたいと思います。若干今回質問等々の資料に違いを私は感じたわけでございますので、そのような形で当然の話でございますけど、しっかりとやっていただきたいと思います。以上、終わります。ありがとうございました。

### ○議長（加賀 博君）

これで10番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時30分再開といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

### ○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位4番の、7番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

### ○7番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして高齢者福祉支援サービスの拡充を、電子入札システムについて、農用地利用計画策定についての3項目について、順次質問させていただきます。

最初に大項目1、高齢者福祉支援サービスの拡充について4点質問いたします。

我が国の高齢化率は、平成21年度高齢社会白書によりますと、65歳以上が22.1%となり、22%を超え、5人に1人が高齢者、10人に1人が75歳以上という本格的な高齢社会となっております。

ります。愛西市は23%と、全国平均を超えました。このように高齢社会を迎える中、高齢者向けのサービスの充実は大きな課題であります。そうした中、介護保険制度を利用している方もおられますが、介護保険サービスなどのような大がかりなサポートではなく、ひとり暮らしの高齢者、また高齢者のみ世帯のニーズに対応する支援が重要であると考えます。本市においても要介護以外の支援サービスでは、高齢者福祉タクシー料金助成、配食サービス、乳酸菌飲料支給、高齢者福祉電話緊急通報システム設置、寝具洗濯乾燥消毒サービス、マッサージ券の交付など、そのほかにも助成をしておりますが、その中の一つである高齢者福祉タクシー料金助成について質問いたします。

対象者は65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯の方で、公共施設及び医療機関等への移動のための、年間24枚のタクシー券を発行し、料金の一部を助成しております。しかし、18年は43.9%、19年は42.9%、20年度は41.67%と、過去3年間利用率は50%を切っておる状況であります。

今回の質問は、対象者を拡大してはどうかということであります。高齢者と同居しておる子供さんが、免許証もなく、昼間は仕事でいない世帯にまで支援をしてはどうかについてお伺いします。

次に、本市の福祉有償運送について、運営協議会に対する負担金を計上しておりますが、本市の取り組み状況についてお伺いをいたします。

2点目は、住宅用火災警報器の助成をひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯に支援ができないかについて質問いたします。

この質問は、愛西市火災予防条例が改正され、設置が義務づけられた平成18年6月議会と、その後も質問いたしました。当時の答弁ではできないとのことでありましたが、住宅火災による死者はふえ続けており、高齢者が就寝中の出火に気づけず逃げおくれ死亡したというケースが目立っているようであります。愛知県では、昨年1年間に発生した住宅火災による死者数は45人で、8割が住宅用火災警報器を自宅に設置していなかったことが県の火災概況でわかりました。また、警報器の音で全焼を免れたり、死者が出なかったりした事例は年間で233件に上るとのことです。本市の火災概況は、1月から10月末までの総件数は35件で、建物火災は13件、死者1人、負傷者3人とのことです。警報器の設置は命を守る効果が高いので、高齢者の安心・安全のためにも支援に取り組んでほしいと思いますが、再度質問いたします。

1点目は、本市の65歳以上のひとり暮らし、また高齢者のみの世帯の設置状況についてお伺いします。

次に、無料配付や半額助成など、独自の取り組みを行っている自治体もあります。本市でも配付などの支援はできないかお伺いします。

3点目は、高齢者、75歳以上の方の運転免許証自主返納に対する支援についてお伺いします。

平成21年6月1日改正道路交通法が施行されて、75歳以上のドライバーの免許更新の際、認知機能検査が実施されることになりました。高齢者が運転して事故がふえ続けております。65歳以上の運転者、原付きを含みますけれども、事故件数は19年には10万件を超えました。10年

間で2倍以上にふえており、75歳以上に至っては3.2倍に達しております。交通死亡事故件数は全体では減少している中で、75歳以上の方は増加しております。西尾張5警察署管内で75歳以上の運転手が当事者となった交通事故件数は、2004年には225件だったのが、2007年は1.3倍の計290件に上っております。高齢ドライバー対策として1998年に始まった運転免許の自主返納で、昨年の返納者は前年比49.8%増の2万9,150人で、過去最多であったことを警察庁のまとめでわかりました。そのうち96.4%が65歳以上の高齢者であります。バス運賃割り引きなど、返納者に対する優遇制度が昨年から急速に全国に広がっており、こうした制度が増加につながったと見ております。富山市では2006年4月から高齢者運転免許自主返納支援事業を実施しており、返納者には運転免許経歴書、もしくは住基カードなどを無料で発行し、または2万円相当の公共交通機関の乗車券を支給しております。この事業によって、2005年に42人だった返納者が2006年には一気に507人に達したとのことであります。このような状況の中、私の父親も86歳ですけれども、体力の衰えを自覚しても、また免許の返納制度があることを知っても返納したくないと。理由は、買い物とか病院に車を足がわりに使って行く。不便なく生活していくための必需品となっていたからです。しかし、悲惨な交通事故の加害者にならないようにしなくてはならないと思い、2年ぐらい前でありましたけれども自主返納をしました。今は、愛西市住基カードを身分証明書として利用しております。

そこでお伺いします。本市の75歳以上の運転免許証の保有者数と自主返納の実態についてお伺いします。また、他市の事例についてもお伺いします。そして、本市でも何か支援はできないか。先ほど言いましたように、例えば住基カードの無料配付などについてお伺いをいたします。

4点目ですけれども、高齢期のマイホームの活用法としてリバースモーゲージについて質問いたします。

略しますと、リバースは逆であり、モーゲージは抵当、担保という意味で、逆住宅ローンということであります。借金の終わった自分の家を担保にお金を工面する手法であります。この制度は、東京ですけど、武蔵野市が最初で、その後各自治体が導入いたしました。住みなれた自宅で老後生活を送りたいけれども、収入が著しく少ないという高齢者の方にとっては、自宅を手放すことなく収入を確保することができる有効な制度であります。本市の取り組みについてお伺いします。

大きい項目2項目でございますけれども、電子入札システムの導入についてお伺いします。

国や地方公共団体は、原則として一般競争入札によらなければならないことになっていますが、自治法施行令第167条の各号に該当する場合には、例外的に指名競争入札が認められており、一般的に行われているのが指名競争であります。各自治体では、入札制度、契約業務の改革によって競争原理を働かせ、透明性の高い一般競争入札や、価格以外の多様な要素を評価する総合評価方式の拡大などに取り組み、また電子入札を導入し、入札業務の軽減と効率化を図っているところがふえ、確実に落札価格に限らず、成果を上げているところでもあります。

まず初めに、本市の入札状況、件数、落札率などについてお伺いします。一般入札、指名入

札であります。それから、総合評価方式につきましては平成19年度から取り組んでおられますが、あわせてお伺いします。

2点目は、この電子入札、2001年から横須賀市が全国に先駆けて導入した後、岡山市や下関など、各地で実施しておるところであります。電子入札を実施している県下の市町の現状についてお伺いします。

そして2点目として、本市における電子入札の取り組みについてお伺いします。

次に、大きい項目3項目めとして農用地利用計画策定について質問いたします。

まず1点目でありますけれども、現在策定中の農用地利用計画の内容についてお伺いします。

2点目としまして、旧町村時の用地利用計画との違いについてもお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席にてお尋ねしますので、よろしく願いをいたします。

### ○福祉部長(加賀和彦君)

それでは、私の方から1点目、2点目、4点目の三つの項目についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、1点目の高齢者福祉支援サービスの拡充につきましてでございますが、質問の中でもおっしゃられておりますように65歳以上の高齢者のひとり暮らしの方、あるいは高齢者のみの世帯の方を対象として実施をしておるわけでございますが、対象者の拡大につきましては、現在の財政状況等を考えますと、なかなか拡大が難しいということで、現況でお願いをしているところでございます。今後ともそういった状況でいきたいというふうに思っております。

それから、同居人が障害をお持ちの方で車の運転ができないような場合はどうかというようなこと、あるいは昼間仕事でいない世帯にまで支援をしてはどうかということでございますが、御家庭の状況によりまして、同居をされている方が障害をお持ちの方で、車が運転できないというような場合には特例で認定している場合もございますので、そういった方がもしお見えでしたら御相談をいただければ、また状況等をお聞きしたいというふうに思います。

それから、2点目の福祉有償運送でございますが、愛西市を区域とする福祉有償サービスの実施につきましては、NPO法人、ひとまち生活ネット津島、これは本部が津島市の越津にございますが、こちらのNPO法人が津島市と愛西市を運送の区域として、津島市の方へ申請が出されております。ことしの7月27日ですが、津島市と協議をいたしまして会議を開催いたしました。その場で了承を得られましたので、この法人が中部陸運局に申請書を提出いたしました。8月17日から平成23年8月16日の有効期間の中で運営をされている状況でございます。現在はこの1社だけでございます。これは会員制になっておりまして、現在9名の登録がございまして、津島市が7名、愛西市が2名ということでございます。9月13回、10月14回の取り扱いの実績があるということでございます。

それから、住宅火災報知器の助成につきましては、現在65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を限定とした火災報知器の設置状況について、現在は把握をしていない状況でございますが、毎年、民生委員さんに3月から5月にかけて、ひとり暮らし、あるいは高齢者

世帯の世帯調査等を行っていただいておりますので、そういった折、もしくは来年度に要援護者の関係で調査を実施する予定をしておりますので、そのどちらかの方で一度調査を実施してみたいなというふうには思っております。警報器の補助の関係でございますが、現在ひとり暮らしの高齢者の方は1,387名、それから高齢者のみの世帯の方は1,939世帯ということで、相当な対象者がございまして、かなりの財政負担になるというようなことで、近隣の状況等も確認をさせていただきましたが、なかなか実施しているところも少ないようでございまして、現在のところは、ちょっと取り組みは難しいというようなことで考えております。

リバースモーゲージの関係でございますが、この制度の取り組みにつきましては、現在、愛知県の社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の中で、一定の居住用不動産を有し、低所得で65歳以上の高齢者世帯を対象という要件がございますが、そういった要件を備えた方に長期生活支援資金として市の社会福祉協議会を窓口に行われているものがございます。内容といたしましては、低所得者の高齢者世帯、市町村民税非課税世帯の高齢者世帯に対する貸し付けと、要保護の高齢者世帯に対する貸し付けがございまして、その所有の土地あるいは建物の評価額の70%程度を限度額にしまして、借受人の死亡時までの期間、もしくは貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間貸し付けを受けられるというものでございます。なお、現在、当市におけるこの制度の利用状況につきましては、要保護の高齢者世帯に対するものが1件ございます。ちなみに、20年度で県下では低所得に関するものが3件、それから要保護の高齢者世帯に関するものが14件ということでお聞きをいたしております。

私の方からは以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは75歳以上の高齢者の運転免許証をお持ちの方の数についてお答えをさせていただきます。

まず、75歳以上の免許証の保有者の関係でございますが、男性といたしましては1,636名、女性といたしましては350名で、あわせまして1,986名の方が75歳以上で免許証をお持ちでございます。

次に、運転免許証の自主返納の関係でございますけれども、これにつきましては年齢に関係なく居住地を所管いたします公安委員会へ御自身みずからが免許証の取り消しを求められる制度でございまして、現状を津島警察の方にちょっとお聞きしましたところ、平成20年におきましては、自主返納者はなかったと、そういうようなお答えをいただいております。

次に、3点目の関係の他市の事例の関係でございますけれども、運転免許証の自主返納支援事業、議員が冒頭で壇上の方からも御発言があったようでございますけれども、県下におきましては、名古屋市を初めといたしまして九つの市で写真付の住民基本台帳カードの無償交付が行われております。そういうような現状でございます。最後に、本市で何か支援をというような考えでございますけれども、本年度、愛西市内で交通死亡事故によります死亡者数、愛西市内では5名の方のとうい命が無くなっておりますけれども、そのうち3名の方、また愛知県下におきましては約半数の方が65歳以上の高齢者であるというようなことが報道されてお

ます。このようなことから愛西市といたしましても、写真付の住基カードの無料の発行というのを交通安全施策の一つとして、関係部署の方と協議してまいりたいと、このように考えますので、よろしくお願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方からは電子入札システムの導入について御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、入札の執行の状況についてでございますが、平成20年度と21年度現時点までの状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず平成20年度につきましては、入札件数134件実施をしております、内訳といたしまして、総合評価方式が3件、議員、先ほど19年度からというお話がございましたが、19年度につきましては総合評価方式が2件実施をしております。それから指名競争入札が131件、一般競争入札はございません。あくまでも全体の134件の平均落札率ということでお受けとめいただきたいと思っておりますけれども、落札率につきましては94.50でございます。それで今年度につきましては、まだ年度が終わっておりませんが、11月末現在で134件実施をしております。内訳といたしましては、総合評価方式が3件、指名競争入札が130件、一般競争入札を今年度は試行的に取り組みまして1件実施をしております。それで、11月末現在までの平均落札率につきましては94.88%という結果に相なっております。

それから、2点目の電子入札の県下の自治体の状況でございますが、平成20年度実績で愛知電子調達共同システムを利用している市町村が57団体ございます。そのうち電子入札を実施している市町村が45団体となっております。我が愛西市も平成20年度におきましては3件の電子入札を行っておりますし、今年度も同様に3件執行をしております。これは両電子入札につきましては総合評価方式の関係でございます。それで、今後の電子入札の取り組みといますか、考え方でございますけれども、現在月2回のペースで取りまとめて執行をしているのが現状でございます。多いときには30件近く固まる場合もございます。それと電子入札にすべて移行しよういたしますと、やはり予定価格の公表の有無、あるいは事務手続きの検討等、整理する課題が多々ございますので、今後は他の自治体の状況を研究しながら検討をしていきたいというような考えでおります。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは農用地利用計画策定についてと題しましてお尋ねの件にお答えをさせていただきます。

まず、現在策定中の農用地利用計画の内容はということでお尋ねでございますが、これにつきましては、その策定の経緯を申し述べまして御回答とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この農業振興地域整備計画に関しましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、佐屋町、八開村で昭和45年度、立田村で昭和46年度、佐織町では昭和47年度に農業振興地域が指定されたことに伴いまして、農業振興地域整備計画が作成をされております。そうした

中、本市の中におきまして、その面積の50%余りが農地でありまして、水稻を中心としたさまざまな農産物が生産をされております。しかしながら、農業を取り巻く環境につきましましては、農業従事者の高齢化や後継者不足など、地域農業の人的基盤や生産基盤の維持が年々難しくなっております。その一方で、意欲ある農業者によって野菜や花卉などの高収益作物の栽培、新鮮な農産物を直接消費者に販売する産地直売などが展開されている現状でございます。また、消費者側からは「安全・安心・おいしい」をキーワードとしまして、農産物が求められておりました、本市の特性を生かした付加価値の高い加工品の開発や生産体制の充実、健康や環境に配慮した農業の振興、後継者の育成支援が必要となっております。こうした状況を踏まえた上で、現在合併した本市における愛西市農業振興地域計画の作成を進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

それで、2点目に各町村時の農用地利用計画との違いはとのお尋ねでございますが、各4町村の違いは法律に従って計画が作成をされておりますので、大きな違いというようなものではありません。策定の趣旨を各町村が述べられておりますので、その辺を申し上げて御答弁にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず旧佐屋町でございますが、生産性の高い土地利用型農業の確立を図っていききたい。旧立田村におきましては、豊かな自然環境、景観の保全に配慮して、優良農用地の集団的・効率的利用の確保に努めていききたい。旧八開村におきましては、農業生産の基礎的な基盤として引き続き土地改良事業を実施し、また近代化施設を導入するなどして優良農地を確保して、農業振興を図っていききたい。旧佐織町につきましましては、農家の兼業化に伴い、農地の流動化を推進し、生産性の高い安定経営の育成を図りたい。このように記されておりました。よろしくお願いをいたします。

#### ○7番（榎本雅夫君）

それぞれ答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

高齢者福祉タクシー料金の助成については、今福祉部長の方からも現在の枠の中でやってくんで難しいというか、厳しいという答弁でありました。尾張地区の状況をちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

尾張地区の状況でございますが、一宮市さんにつきましては、満90歳以上で年間30枚ということで初乗り運賃を助成しておられます。江南市さんは、満85歳以上で年間48枚、基本料金相当でございます。それから岩倉市さんは、満85歳以上で月2枚、基本料金とお迎え料金ということになっております。それから犬山市さんが、満85歳以上で月4枚、基本料金でございます。それから弥富市さんが、要介護認定または要支援認定を受けた方ということになっておりました、24枚で基本料金620円とお迎え料金200円ということになっております。飛島村さんにつきましては、65歳以上のひとり暮らしと高齢者の方ですね。それにプラス要介護、要支援認定者も該当ということにしておられまして、お迎え料金と運賃の一部ということで、以上以外の市

町村の実施はないという状況でございます。

#### ○7番（榎本雅夫君）

尾張地区を比較しますと、愛西市は対象者に対してはかなり低く支援しているということがあります。いずれにしましても、先ほど部長が言われましたけど、特殊な事例というものもあるということですので、またそういったところも支援をしていただきたいと思います。

次に、住宅火災警報器の助成についても、設置状況について把握は今のところはしていないと。今後、民生委員の方をお願いしていくようなことを言われました。いずれにしましても、財政が厳しいということで、かなりの人数がおるから難しいよという話でございますけれども、例えば今回65歳という項目で質問をいたしましたけれども、豊田とか富士市、藤枝市とか、そういうところは75歳以上の方に助成しているということですので、今後そういったところもまた検討をしていただきたいと思います。この住宅火災報知器の設置について、消防庁に周知をどのようにしているのかをお尋ねします。

#### ○消防長（水野仁司君）

住宅用火災警報器の市民への周知についてのお尋ねでございます。この住宅用火災警報器につきましては、平成17年に本市の条例を改正いたしまして、18年の6月1日から新築住宅に設置義務、そして平成20年の6月1日から既存の住宅に設置義務を課したわけでございます。改正後の18年度から、住宅用火災警報器の啓発用のパンフレットを作成いたしまして、今日まで全戸配布いたしております。また、広報紙に掲載したり、あるいはホームページにも掲載をして啓発を行っております。それと、各種行事、いわゆる消防のひろば、あるいは先日も開催しました、私どもの訓練所で開催いたしました職員訓練会、こういったイベント等においても啓発を行っております。ちなみに、今年度に入りましてから住まいの安全チェックを実施しておりますけれども、今日までに調査した件数が510件で、そのうち住宅用火災警報器の設置義務があることを知ってみえる世帯におきましては500世帯ということで、98%に上っております。以上でございます。

#### ○7番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

いずれにしましても福祉部と連携を密にさせていただいて、これから寒くなりますし、またストーブ等を使用する機会が多くなりますので、今言われました周知もよろしくお願ひしたいと思ひます。

リバースモーゲージについては、以前相談を受けまして、高齢者の方と福祉課の窓口に行ってお聞きした経緯があります。そのときは、その方はなかなか相続とか、そういった同意が得られないという難しい面もありまして、なかなかこの制度に対しては利用することはできませんでしたが、今後そういった周知もまたお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者の75歳以上の運転免許証自主返納についての支援ですけれども、先ほども部長の方からも答弁をいただきましたけれども、これの自主返納、運転経歴証明書というのがもらえるんですけれども、これは1,000円かかって、身分証明書としては取り扱われませんので、

住基カードは500円ということで、愛西市も70歳以上は、19年度は75枚、20年度は57枚、21年度、今年度は11月末で21枚ということでありまして、それほど多くはありませんので、先ほども75歳以上の方が2,000名弱おられるということでもありますので、確認ということで今お聞きしたいんですけど、本市でも交通安全施策の一つとして協議していくということなんですが、自主返納された方に住基カードの無料化を実施していくという考えでよろしいのか、ひとつお聞かせください。

**○総務部長（水谷洋治君）**

今の榎本議員の御質問ですけれども、あくまで自主返納者に対して検討をしていくというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

**○7番（榎本雅夫君）**

どうもありがとうございました。

次に、電子入札についてお伺いします。

入札の執行ですけれども、総合評価方式が3件あったということでもありますけれども、内容についてお伺いをいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

総合評価方式の内容でございますけれども、20年度におきましては3件、事業名を申し上げます。道路改良工事、それから公共下水道工事が2件、あわせて3件でございます。それから、今年度につきましては、公共下水道工事が2件、それから道路改良工事が1件、以上3件でございます。こういった内訳でございます。

**○7番（榎本雅夫君）**

それでは、愛西市の入札制度改善についての取り組み状況、これの今後の考え方についてお伺いをいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

再質問の関係で、入札制度の改善の取り組みはということでとらえてお答えをさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、今、愛西市入札制度の改善の取り組みにつきましては、国・県の指針に基づきまして適正な入札執行に努めておるところでございます。それで、いろんな方法がございまして、先ほど申し上げました総合評価方式の導入、それからプロポーザル方式、これは市が発注する設計業務等を委託するに当たりまして、価格だけで決めるのではなくて、要はその業者さんの方から技術提案書の提出を求めた上で最善な業者を決定すると、こういったような方式も導入をしております。

それから先ほど触れましたように、ことし初めて一般競争入札の執行に取り組みました。本市の一般競争入札の一つの対象事業につきましては、工事につきましては2億円、建築工事については3億円という基準を持っておりますけれども、今年度、公共下水の関係で試行的に工事費約7,000万ぐらいの工事で行ったけれども、段階的に取り組もうということで今年度実施したわけでございます。そういった、いわゆる価格だけによらない入札制度にも取り組ん

でありますし、またこれは以前にも申し上げておりますように、いわゆる疑惑を持たれない談合防止に向けた入札契約制度の改善といたしまして、いわゆる談合等の不正行為があったときの契約違約金を平成19年1月1日から10%から20%に引き上げたこと、こういったような不正行為防止の強化も一方では図っております。そして、冒頭でも御質問ございましたように、やはり透明性、公平性の質を高めるという視点に立てば、当然自治法上、あるいは国の指針からも電子入札による総合評価方式、あるいは一般競争入札が望ましいと、当然私どもそういう受けとめ方をしておりますが、ただ一方では、市内納税業者である地元中小企業の業者の皆さんの受注が難しくなるという面も否定できないわけでありまして、その辺も地元業者の育成に当然留意しつつ、当然これは前向きに取り組んでいかなければいけないと思っておりますけれども、そういったことも配慮しつつ、今後一層検討してまいりたいというふうに考えております。

**○7番（榎本雅夫君）**

今言われましたように、地元の業者の方の育成にも本当に取り組んでいただきたいと思いません。

最後になりますけれども、農用地利用計画策定について1点お尋ねをいたします。

先日、朝日新聞でありましたけど、合併前の旧佐織町の農振計画についてが載っておりますけれども、どのようなことでまた今後対応していくのか、最後にお伺いをいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

12月4日の朝日新聞のことでお聞きでございますが、これにつきましては、どこから、どのような情報入手して、新聞社の方がお見えになったのかちょっと私どもとしてははっきりしたことはわかりませんが、12月1日の議会全員協議会で中間報告として議員の皆様方に御報告申し上げたのが今現在申し上げることございまして、きちんとした調査、それから精査ができた暁には皆様方の方へ御報告をさせていただきたいと思っておりますので、きょうのところはこういった御答弁で御容赦を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○7番（榎本雅夫君）**

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（加賀 博君）**

これにて7番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時20分再開といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位5番の、15番・小沢照子議員の質問を許可いたします。

**○15番（小沢照子君）**

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして1. 特定健診・保健指導の現状と課題について、2. 選挙について、3. 農地の確保と有効利用についての大項目3点について

質問をさせていただきます。

最初に、特定健診・保健指導についてでございますが、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに重点を置いて、生活習慣病予防のための特定健康診査と特定保健指導の実施が義務づけられました。本市におきましても、この事業は平成20年度より実施されていますが、私は実施前年の平成19年12月議会におきまして、この事業について国保の保険者である市当局の対応をお聞きいたしました。その後2年が経過し、この事業が2回実施されていますので、受診状況についてお尋ねをいたします。

1点目に、本市の特定健診の平成20年度と21年度の対象者数、受診者数、受診率、2点目に、本市の特定保健指導の平成20年度と21年度現在までの該当者数と受診者数、受診率、それから3点目に、海部地区の平成20年度の特定健診・特定保健指導の受診率についてお伺いをいたします。

次に、特定保健指導でございますが、積極的支援と動機づけ支援の該当者は、それぞれ何名でしょうか。また、保健指導の内容とその結果についてもお伺いいたします。そして、今後の課題として、受診率向上の対策はどのように考えておられるか。特定健診の受診率が低ければ保健指導の成果も上がりません。保健所機能強化を發揮する中でのこの事業の展開が必要であると考えますが、その施策を伺います。

次に、大項目2点目の選挙についてでございます。

本市は来年平成22年4月に市議会議員選挙が実施されますが、平成17年に合併以来、各種選挙のたびに佐屋地区以外のいわゆる佐織、立田、八開地区の市民の方々から、期日前投票の投票所の件で要望がございます。現在、期日前投票は、この本庁舎1ヵ所で行われておりますが、これをそれぞれの地区の庁舎で投票ができるようにしてほしいということでございます。以前、本議会でも要望が出ておりましたが、実施には至らないようでございますので、それでは、各庁舎から本庁舎までの交通手段の確保はいかがかとお尋ねをいたします。

巡回バスで庁舎間ルートが運行がされておりますが、期日前投票で使用するには使い勝手あまりよくないようですので、住民サービスとして、投票率アップのためにも試行を提案させていただきます。

次に、選挙事務従事に学生の登用を提案いたす件でございます。

まず、平成18年4月に実施された市議会議員選挙と、本年4月の市長選挙での人件費と、今後の選挙事務の経費、これは人件費を含みますが、この経費の節減の対策をお伺いしたいいたします。

そして、学生の選挙に対する関心を高めるために、選挙事務従事に登用することに対する市長の御所見を伺います。

大項目3点目でございます。

農地の確保と有効利用についてでございますが、この件につきましては、さきの9月議会で質問をさせていただき、その後、愛西市議会だよりで内容をざらんになった市民の方々から、お電話やファックス、お手紙などで御意見、御質問、御要望をいただきました。そこで、前回

のフォローアップで再度農地について質問をいたします。

1点目に、市内の各地区別の遊休農地の面積と、前回調整後の増減を伺います。

2点目に、農地の有効利用について。農地法の改正で、農地の適正かつ効率的な利用の確保についての規定が設けられましたが、行政としての対策はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私のほうからまず特定健診の関係でお答えをさせていただきます。

まず、受診の対象者、受診者数、受診率の関係でございますが、こちらにつきましては平成20年度の特定健診の法定報告上の対象者ということで、これにつきましては対象者が当該実施年度の1年間を通じて国保に加入している者というふうに定めてありますので、決算数字と多少違うかもしれませんが、対象者につきましては1万3,280人、受診者数につきましては3,976人、受診率が29.9%でございました。今年度につきましても先ほどの法定報告上の数字ではございませんが、今4月1日現在国保に加入してみえる方に受診券を発送しておりますので、発送件数が1万4,814人、今までに実施された方が4,760人ということで、あと500人ほどは見込めるといいますので、約5,200人ほどになると思っております。そうしますと、およそ約35%ほどという今年度の見込み数字でございます。

続きまして、保健指導の関係でございますが、こちらの方につきましても、平成20年度、法定報告上の該当者数でございますが、646人、利用者は93人ということで、利用率は14.3%でございました。今年度につきましては、該当者は今のところ679人ということでございまして、利用者はまだほとんど把握をしてございません。

あと3点目の海部地区の状況でございますが、こちらにつきましても国・県からのまだ報告がございませんので、私どもが各市町に確認をした数字でございますので、よろしくお願いたします。

七宝町におきましては、対象者が5,272人、率が29.2、美和町におきましては4,662、受診率が23.9、それから甚目寺町につきましては7,401、率が25.6、大治町につきましては、対象者4,655、率につきましては21%、蟹江町におきましては6,511、率におきまして28.2、飛島村につきましては896、受診率50.2、弥富市におきましては7,427、率におきまして31.6、津島市につきましては、対象者数がちょっと把握ができませんでした。率につきましては25.1という状況でございます。あと特定保健指導の方でございますが、こちらにつきましては七宝町が、これ数字がちょっとおかしいですが2で、率が100%、美和町が260で19.2%、甚目寺町が284で16.9%、大治町が149で38.9%、蟹江町が282で12.1%、飛島村が63で15.9%、弥富市は354で利用者の割合が1.7%、津島市も対象者数がちょっとつかめておりませんが、率で8.3%。以上でございます。

あと2点目の積極的支援と動機づけ支援の関係でございますが、こちらにつきましては、今年度21年度はまだ把握をしておりませんが、20年度の該当者でお答えしますと、積極的支援が

174名、動機づけ支援が472名でございました。その後の保健指導とその内容でございますが、まず積極的支援につきましては、個人に合わせました生活習慣病の行動目標を設定いたしまして、6ヵ月継続的に月に1回程度でございますが会場に出向いていただきまして、生活習慣病改善のための支援を受けていただきます。これは佐屋、佐織の2会場で実施しておりまして、栄養士、それから運動指導士が集団及び個別で個々の生活習慣の行動目標に合わせましてアドバイスをいたしております。また動機づけ支援につきましては、これは個人に合わせました生活習慣の行動目標を設定するために面接を1回実施いたしまして、6ヵ月後に目標の達成度を確認しております。これは海部医師会の先生とか保健センターの保健師に委託して行いました。効果につきましては、平成20年度の特定保健指導の対象者になり、特定保健指導を利用された方で、平成20年度、21年度の結果を把握できた69名の方の体重と胸囲のデータを年度比較した結果について、体重につきましては平均1.67キロ、それから腹囲につきましては平均3.61センチの減少が見られ、多少効果があったんではないかと思っております。

また、今後の課題でございますが、受診率の向上対策ということで、確かに受診率が悪いということございまして、今年度におきましては、広報、それからホームページ、あと各戸の回覧、それからポスターによる周知・啓発に努めております。また内容についても、広報とかメタボリックシンドロームの予防のための知識をわかりやすく掲載いたしました。また、健診期間中におきまして、未受診の方につきましては再勧奨通知をいたしまして啓発を行ったところでございます。また通知を出した方につきましては、未受診の理由を記入していただくような返信用のはがきを入れまして、お願いして、健診率、受診率を上げるように努力をさせていただいております。また次の保健機能強化というということでございますが、これにつきましては現在特定健診のデータ及び医療受診データからの愛西市の特徴を把握しているところでございますが、そこから医療費削減に向けて有効性のある施策を検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは2点目の選挙の関係についてお答えをさせていただきます。

まず選挙の関係で、期日前投票所を含めまして、投票区等の見直しをさせていただいたわけでございます。それで、見直しに当たりまして議員の皆様方にも全員協議会の場で御説明をさせていただいておりますように、選挙区割りを含めまして投票所の面積とか、設備等も勘案いたしまして選挙管理委員会で慎重に御審議をいただきました結果、このようなことでさせていただいております。それで変更をいたしまして、本年の4月の市長選挙と8月の衆議院選挙で2回行わせていただきました。本年の2回におきましては、議員が先ほども申されましたように、庁舎間ルートバスの関係については、走っておりませんでした。そういう面から期日前投票におきましては個人の方が直接本庁舎までおいでいただいたわけでございますけれども、既に議員さんも御存じのとおり、本年9月からは新しい巡回バスのコースといたしまして庁舎間ルートも増発をいたしております。そういうような中で、各全家庭には時刻表はお配りをしてございます。そういう中で時間はかかりますけれども、各庁舎の方から本庁

舎の方へ参りますので、このバスで投票をお願いしたと、このように思うわけでございます。

次に2点目の関係の、市議選の関係と市長選の件費の関係でございますけれども、まず、18年に行われました市議選におきましての件費におきましては1,126万5,759円支出をいたしております。ことしの市長選挙におきましては、市長選挙のほかに市議補選も同時に行われました。この件費につきましては1,034万4,336円が支出いたしております。それで、選挙に関心を高めるためというようなことで、学生さん等のアルバイトの関係だと理解をいたします。臨時職員につきましては、期日前投票所のみ臨時職員を雇用いたしております。市長選並びに市議選におきましても、投票期間が6日間と非常に短く、賃金単価も職員として同じ800円でございます。それとあわせまして、平日と土曜日1回でございますので、学生さんがアルバイトというようなことになると、よい条件ではないんではないかなあというようなことを思うわけでございます。

次に、今後の節減の対策でございますけれども、投票所が期日前並びに当日とも、見直しをしたことによりまして、件費はもとより執行経費の支出を全体的に減額となっております。それで、一つ例にとらせていただきますと、衆議院議員選挙の関係でございますが、衆議院選挙におきましては、17年のときにおきましては2,949万1,276円かかっておりますが、ことし行いました衆議院選挙におきましては2,143万8,821円となっております、800万円強の減額となっておりますわけでございます。この減額の中には、投票所の関係とか、またポスター掲示場等の関係も当然減額になっております。そういうようなことで御理解が賜りたいと思います。

それから今後の関係でございますけれども、職員の件費ということになりますと、給料に応じての超過勤務ということになりますので、まだまだ22年度の予算査定ではございますが、期日前投票並びに当日の投票所におきましても人材派遣を導入いたしたいという考えでおります。すべて人材派遣というわけにはいきませんが、取り入れられる範囲内で人材派遣を利用いたしまして、経費削減に努力してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは農地の確保と有効利用についてと題しましてお聞きの関係をお答えさせていただきます。

まず増減はどうなんだろうかと御質問でございますが、この関係につきましては4件連絡が入りました。各地区のパトロールで連絡のないものについても1部処理したということで、改善されて変わったのが、佐屋地区で1件707平方メートル、立田地区で2件1,199平方メートル、八開地区で1件248平方メートル、佐織地区はゼロ件でありまして、これを前回経済課長の方から御報告申し上げました数字から差し引きますと、佐屋地区で1万4,136平方メートル、立田地区で2万9,513平方メートル、八開地区で2万3,590平方メートル、佐織地区で3万7,593平方メートル、これを合計いたしますと10万4,832平米になる計算でございます。また、農地法の改正で農地の適正かつ効率的な利用の確保についての規定が設けられたが、行政としてはどうするんだという御質問でございますが、法律の中におきましては、農地を貸しやすく、

借りやすく、そして農地を最大限に利用するようというところがうたい文句になっております。そのために、農地法の目的等の見直し、農地を利用する者の確保、拡大、農地の面積集積の促進、こういったことに力を入れていきたいと考えています。一言で言えば、担い手への農地の利用集積を図っていききたい。とりわけ、不在地主とか、農業に携わってみえるんですが高齢で後継者等がないよといったところについてはいかがなものかということで利用集積、そういうものを図っていききたいと、このように考えております。こうした賃借等によって利用の促進も図っていききたいと考えております。一方で、現状農地の中で農地パトロール等により農地の適正な確保を図っていききたいと、こういうふうにも考えております。よろしく願いいたします。

**○15番（小沢照子君）**

ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

特定健診・保健指導の方からでございます。この法定報告書というのは初めてお聞きいたしました。今御説明でございましたように、20年度の実績報告書にある対象者、受診者、受診率の数字と若干違っておりますけれども、法定報告書でのただいまの御答弁ですが、これはもう少しちょっと詳しく御説明をお願いいたします。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

それでは、失礼をいたします。

この法定報告数字でございますが、これにつきましては決算の数字におきましてはあくまでも当該年度に受診をされた方の実績数字ということでございます。これに対しまして法定報告上の数字というのは、当該年度、1年間を通じて加入している者と定めてられておりますので、当該年度の3月31日までに死亡とか転出、それから社会保険等に加入されて資格を喪失された方、この方の数字を引いた数字でございます。これが国の方に報告がされておまして、この数字をもちまして各市町村、統一した数字で比較評価するという基本的な数字でございますので、よろしく願いします。

**○15番（小沢照子君）**

ですので受診率が若干上がってきているわけですね、この報告書でね。わかりました。

それにいたしましても、20年3月に策定されました愛西市特定健康診査等実施計画によります実施受診率の目標とは非常にパーセンテージがかけ離れているように思われます。やはり受診率の向上を目指していかないと特定保健指導の利用率も上がってこないわけですね。毎月の広報等にも掲載しておられるということですが、毎月ではないですね、毎月は載っておりますね。前回、毎月広報に載せているとこの議会でもお話がありましたので、気をつけて見ていますけれども、毎月ではないと思いますけれども、とにかく勧奨が大事だと思います。再勧奨をしておられるようですが、これは保健指導の方の利用率がまだ非常に低いですね。これは国保の方の保健師さんは何人おられますか。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

国保におります保健師は2名でございます。

### ○15番（小沢照子君）

私はいろいろ考えてみたんですけど、特定健診を受けられて、それから保健指導の対象者になった。対象者になったが、特に積極的支援の方が利用者が少ないと。であれば、やはり保健師さんが一つの会場で人をたくさん集めてお話しするというのもよろしいんですが、やはりそういう方のところへ訪ねていただいて、マンツーマンでの対応をすることによって、またこれが口コミになって保健師活動が広がっていく。保健師さんの能力というのは非常に貴重な財産ですので、広がっていくのではないかと思うんですね。ですので、保健師さんの絶対数は不足しているのではないかと。そういう対応ができないのではないかと。対応ができないということは、受診率、利用率が上がらない。そういうことになっていくのではないかと思いますけれども、保健師さんをもっとふやしていただくお考えはいかがでしょうか。

### ○市民生活部長（加藤久夫君）

確かに保健師をふやしてやれば一番いいことですが、通常の事務等がございますので、今は2名で行っておりますが、そういう相談とか実際の実務になってきますと、保健センターの方の保健師にも応援等をしていただきまして、今対応している状況でございますので、よろしくをお願いします。

### ○15番（小沢照子君）

やはり、もっと真剣に考えていただいて、保健師さんをもう1人でも2人でもよろしいですので、もっとふやしていただいて、これに対応していただければ、もっと受診率等の向上、健康の問題ですから、向上にいい影響が出てくるのではないかと思います。

それから今後の課題についてですが、有効性のある施策をとということでございます。ですが、今壇上でも申し上げましてけれども、特定健診の受診率が低ければ保健指導の成果も上がりませんし、保険者機能をもっと強化・発揮をして、そして特定健診・保健指導事業を展開していかないと、これは住民の健康と、それから国保税の上乗せにも、受診率、利用率が目標を達成できなければ、そういう方面に波及するわけなんですね。ですので、今から申し上げますけれども、後で動いて伺います。A、B、C申し上げます。

Aといたしまして、被保険者、被扶養者にとって安全で質のよい保健サービスを確保するため、愛西市、保険者がその施策を講じているかどうか。

それからBといたしまして、被保険者、被扶養者のために国保税を有効的かつ効果的に活用するために、保険者がその施策を講じているかどうか。

Cといたしまして、特定保健指導の推進に当たって事業の企画、立案から実施に至るまで被保険者、被扶養者の参画が図られているかどうか。こういうことが保険者機能を強化、発揮することにつながってくると思うんですね。今申し上げましたけれども、このことについて御意見を伺います。

### ○市民生活部長（加藤久夫君）

確かに言われるとおりでございます。受診率を上げる、特にその後の指導につきましても率を上げるというのが課題でございます。この特定健診につきましては、去年から始まった事

業ということでございまして、まだ私どもも実際にどういうふうによったら率が上がるかということは今手探り状況といえますか、こんなことを言っておって申しわけございませんが、ですから今年度につきましては、去年と違った方法でPR、周知を図っているところでございまして、今後とも今言われまして被保険者参画、これは実際に被保険者の住民の方に参画していただかなければ進まない事業でございますので、今後ともそのような住民の方が受診しやすい、していただけるというような事業にしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○15番（小沢照子君）

念のために伺いますが、今年度21年度の特定健康診査の受診率は何%で、実質は本市は何%か確認をしたいと思えます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

目標数値につきましては45%というふうで掲げてございまして、今現在35から37%というふうに思っております。以上です。

○15番（小沢照子君）

21年度目標が45%ではありませんね。それで策定が間違っていますかね。

そういうことからして、やはりもう少し真剣な取り組みが必要だと思えます。お忙しいとは思いますが、目標に対しては本当に執念を持って取り組んでいただきたい、そのように思えます。そのためにも、先ほどのたくさん対策はあるかと思えます。ですが、保健師さんをぜひともふやしていただいて、受診率向上、保健指導の利用率向上を目指していただきたいことをお願いしておきます。

それから2点目、選挙についてでございます。

交通手段の確保につきましてはわかりました。住民、市民の方の御要望がございましたので、御答弁ありました旨お伝えをいたします。

今回初めて提案させていただいた学生さんの選挙事務従事登用でございますが、これは静岡市が行っているんですね、実際。選管にも問い合わせをいたしました。この静岡市というのは、投票所での選挙の事務に市内の高校生を臨時職員として雇用するというので、早くから選挙への関心を持ってもらうとともに、選挙事務への市民参加のすそ野を広げるねらいがあり、担当者は、選挙事務は市職員中心にやるという意識を崩したいと、そのようなことで今回の登用になったそうでございます。静岡市では、他市のように自治体組織や人材派遣に大きく依存するのではなく一般市民を主体とした考えで、その担い手を育成する上で高校との連携に期待をして、今回高校生も、2回登用しているんですけれども、99人の高校生を登用したと。それから、市民参加の拡大は経費削減のメリットもあるということで、市職員を導入すると合計16時間の勤務で1人当たり、これは静岡市ですよ、平均5万2,000円から5万3,000円の時間外手当が発生するが、臨時職員の賃金は1万8,000円、高校生は事前研修と約10時間勤務で1万2,000円で、参加する高校2年生の男子の子は割のよりアルバイトだということで喜んで参加をしているそうでございます。総務省では、高校生を選挙事務に従事させることについて特に調査し

※ 後刻訂正発言あり

たことはないが、まれなケースだということで、若年層の低投票率が続いており、問題なく活用できれば選挙に対する意識啓発の一つの有効な手段になると関心を寄せているようでございます。私は、選管の方に直接電話で伺ったときにおっしゃったことは、やはりこの静岡も若い人の投票率が非常に低いと。それで、投票率アップのため、それから将来国民投票法が18歳とかどうとかいうような議論がありますけれども、それにも備えたいと。それから、この市が市民との協働を市の方針に打ち出しているのです、そのこともあわせて今回の登用になったということです。この高校生の方の、1回目が20年3月の市議選で3校で100人近く、で2回目が、好評で2回目が本年の10月25日の参議院の補選で4校でおおよそ100人ほどの高校生の登用があったそうです。高校生の方には、終わったら感想文を書いていたいただいているそうです。その中には大変に勉強になったと、それから選挙に関心を持ったと、それから社会に出たら働かないとお金がもらえないことがわかったと。労働の大切さですね、そういうことも感想文にあったと。それから投票管理者の方の採点がありまして、その管理者の方の採点によりまして、12点満点で10.5点であったと。感想として、投票所の雰囲気非常好く、明るかったという感想があるようでございます。ここまででお考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今小沢議員さんから御提案をいただきました。私ども、今日まで選挙事務を期日前並びに当日の投開票も含めましてパートというのは期日前投票で投入してきたのみでございます。そういう中におきまして、今議員が申された高校生を静岡ですとかなりの投票区数もあると思えますけれども、100人、140人というような登用ということになりますと、学校と連携をしてとかいうようなことでないと、とても確保が難しいのではなかろうかなあと直感的に思ったわけでございます。そういう中で私どもの投票所会場でいきますと、職員が選挙の大きい、小さいというか、衆議院については三つの投票をしますし、また市長選や市議選だと一つずつでございますので、人数の相違はございますけれども、職員だけでおおむね平均10人前後は一投票所に張りつけております。そういうような中で高校生が果たして、アイデアとしては本当にいいものだなあとということは思いますし、それとともにコスト面についてもかなり抑えられるだろうと、そういうようなことを思いますけど、現実に果たして集まるのかなあと。御提案としては確かにいい提案として承りましたので、そういうような点も踏まえた中で、できる、できんというのはよく検討してみなわかりませんが、そういうような中で対応してまいりたいと。それで、先ほども申しましたように人件費を削減すると、そういうような中で我々職員ですとどうしても時間単価が、議員さんも言われましたようにどうしても高くなりますので、徐々に人材派遣も導入して抑えていこうと。といいますのは、選挙の投開票の説明会をやるときにでも、人材派遣とかという職員からの意見もございましたので、今回ある程度投入させていただいて、まだヒアリング前でございますけど、そういうようなことで考えております。いずれにいたしましても、経費節減に向けて頑張ったいと思いますし、また投票所の雰囲気づくりにつきましても、立会人さんを若くしたり、また女性の方の登用をということも考慮に入れながら対処してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○15番（小沢照子君）

この静岡市の画期的な取り組みは、選管の方がおっしゃっておられましたけれども、たくさん自治体から問い合わせがありますということでしたので、ぜひとも愛西市の方も取り組んでいただきたいなと思います。ちょっと今伺いたいんですけども、人材派遣の方の費用の面から申し上げますと、かかるお一人のコストと、それから職員さん、どのようになっていますか、お伺いたします。

○総務部長（水谷洋治君）

職員の人件費につきましては、全体的で計算してまいりますと1人1時間当たり、これは平均値で出しておりますけど、2,800円ほどになります。また私どもは、今回人材派遣というように考えておるわけですが、これは予算である程度見積もりをとった中でいきますと、1時間当たり1,600円というような見積単価が出ておりますので、そういうような形で今のところ考えております。

○15番（小沢照子君）

これまでの実績でよろしいんですけど、職員さん2,800円、1日選挙の日1日トータルでお幾らになりますか、お1人。

○総務部長（水谷洋治君）

いずれにしても2,800円掛けることの十何時間かかりますので、それこそかなりびっくりするいい日当になるなあとというのが直感でございます。

○15番（小沢照子君）

そうですね。特に本市の場合は、市長選と市議選の時期が別々でございますね。ですので、選挙事務の経費といいますのは、すべてが税金であることを認識していただいて、効率よく実施しなければいけないという意識をお持ちいただいて、工夫を怠らないようにしていただきたいことをお願いしておきます。

次、3点目です。

午前中の質問でも、耕作放棄地、遊休農地、いろいろ出てまいりました。私は、これはやはり耕作放棄地と遊休農地のきちんとした決まりですか、それをきちんと定めなければ非常にややこしいと思うんですね。と申しますのは、私が壇上で市議会だよりをごらんになった市民の方からのお問い合わせやら、要望やら、質問として申し上げました。その中に、本年3月議会におきましての市議会だよりで耕作放棄地の4地区別の面積が載っておりました。そして9月議会での質問では耕作放棄地はありませんという市当局の答弁があったと。一体これは半年の間にすべてなくなったんですかと、そういう質問がありました。この点はどうでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

その件につきましては21年3月の議会においてお答えをしているかと思うんですが、耕作放棄地というのは農業センサスにおいて過去1年以上作付けをせず、この数年の間において再び耕作をする意思のない土地と思われるものと、そういった定義づけがされた統計上の用語として示されております。遊休農地というのは、農業経営強化基盤法の第5条の中で、農地であつ

て、現に耕作の目的に供されていないような状況、いわゆるこちらの方は法律用語としてあるとあります。先般、ちょっと私も今議会だよりを手元に持っておりませんので、そのときのいきさつがどうかわかりませんが、農業委員会の方で国の方から指示があって、農業委員会の方が、事務局の方ですけど、調査をした。そのときの耕作放棄地としての位置づけの定義の中で調査をしたんだけど、海部管内の中には定義づけされた耕作放棄地と称するものがないということの結果が出たということで、耕作放棄地がゼロと答弁したと思います。だから、午前中の議員の質問の中にもあったんですが、例えば数字で2とか3とかときちんと示される、例えば3なら3が耕作放棄地とか、じゃあ2になれば繁茂農地とか、そういったきちんとした数字的にあらわれるものがございませんので、先ほど申し上げたように、いわゆる農業センサス上で使われる用語と法律上使われる用語ということで一応の定義づけはございますので、その辺で御容赦願えないかと思いますが、よろしく申し上げます。

**○15番（小沢照子君）**

私は、今部長がおっしゃったこれを調べてみました。耕作放棄地とはどういうものか、遊休農地とはどういうものかと。これは非常に、今言っていたいただきましたけれども、わかりづらいですね。農林水産省の統計調査における区分であって、調査日以前1年以上作付をしなくて、今後数年の間に再び耕作をするはっきりした意思のない土地ということですよ、放棄地というのは。遊休農地は、やはり法令用語であって、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいうと、非常にわかりにくいんですね。それで、今部長の方からいろいろ面積を伺いましたね。これは私がお聞きしたのは、遊休農地の面積として伺いました、質問として。これは遊休農地ですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

1回目の答弁できちんと私も申し上げればよかったんですが、雑草繁茂農地ということで御理解をいただきたく思います。よろしく申し上げます。

**○15番（小沢照子君）**

私が今回フォローアップで再度質問させていただいておるわけですが、9月議会で耕作放棄地の面積はどれくらいかということをお伺いした折に、御答弁としては、現在のところ当市において耕作放棄地というのはございませんと。ただ、耕作をつけていないとか。遊休的なところはございます。耕作をつけていない遊休的なところというのは遊休農地ではないんでしょうか。非常にこの定義づけをきちんとしてもらわないと、正しく区別しないと、住民の方、市民の方に説明するのが難しいんです。伺います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

こちらにちょっと議事録をたまたま経済課長が持っておりましたので、小沢議員がおっしゃるとおり、経済課長の方で「耕作放棄地というのはございません。ただ、耕作をつけていないところとか、遊休的なところはございますが」ということで、おっしゃるとおりお答えをいたしております。ただ、はっきりした言葉で申し上げておりませんので、お許しを願いたいわけなんです、午前中の質問の中でもお答えをしておりますように、雑草繁茂農地という形

で御理解がいただきたくお願いを申し上げます。

○15番（小沢照子君）

私は、今回質問させていただくのにある程度雑草繁茂農地を見て回りました。非常にもう何年も、午前中も話がありましたけれども、耕作をつけていないところがたくさんありましたけれども、今の愛西市には雑草繁茂農地だけなんです。耕作放棄地あるいは遊休農地もないんですね、確認をしておきます。

○経済建設部長（篠田義房君）

午前中の村上議員の中でも申し上げたんですが、いわゆる先般農業委員会の調査の中で耕作放棄地全体調査実施マニュアルと、その中で定義づけがしておりますところの耕作放棄地ですね、これは午前中その辺の定義は申し上げたんですが、そういったものは一応ないという形で県の方へも報告をしておるといってございまして、よろしく申し上げます。

○15番（小沢照子君）

次に行きます。時間がありませんので。

御答弁の中に農地法の目的等を見直す旨のお話がありました。農地法の目的は、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進することと、このようにございまして、具体的にどのように見直されるんですか、お伺いいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

1回目の御答弁でもさせていただいたと思うんですが、端的に言えば、担い手への農地の利用集積、こういったことが実現できれば荒廃したような農地はできにくいのではないかと考えます。そういうことから、そういったことを推進してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小沢照子君）

次に、農地パトロール等という農地の適正な確保云々とございました。農業委員会の仕事の中に農業委員及びお仕事で「耕作放棄者に対して農地の保全文書を送付し、是正を図った」というふうにありますけれども、この実績報告書に、この耕作放棄者というのと耕作放棄地というのは違うんですね。耕作放棄地を所有している耕作放棄者じゃないんですね。いかがなんでしょうか、そこは。

○経済課長（大島静雄君）

手紙を出したというのは、農地パトロールにおきまして、先ほど来出ておりますように雑草繁茂農地の関係を通知しております。ちなみに、11月30日までの結果を申し上げますと、全体で18件手紙を出しております。

○15番（小沢照子君）

前日も少し伺ったと思うんですけれども、今回の改正農地法は農業委員会の役割の強化が非常に言われているんですね。農業委員会の主な役割を簡単に教えてください。

○経済課長（大島静雄君）

これにつきましては、農地法の改正により農業委員会の仕事というのが大変多くなりました。

その中で、改正について「農業委員会の皆様へ」ということで来ておるのが6点ほどございます。その内容を申し上げますと、農業経営基盤強化法に基づく都道府県の基本方針及び市町村の基本構想の改定をなささいよということ。それから、農地利用集積の円滑団体の選定についても考えてくださいということ。それから、下限面積の別段の面積を設定なささいと。それから、相続等の届け出の周知をしていただきたいと。それから、賃借料の情報の提供をなささいと。それから申請書類の事前準備ということで、申請書類がそれぞれ新しい農地法改正によりまして違ってまいりますので、その準備をお願いしたいということです。なお、これにつきましても、農業委員がそれぞれ勉強しなきゃなりませんので、これはつい先日会長ともちょっとお話をしておりますが、東海農政局が農地法の改正を各農業委員会で説明申し上げた方がいいということで、アンケートが来ました。それで私どもも会長と相談しまして、1月か2月かちょっとわかりませんが、そのころに農業委員さんに東海農政局から講師を招きまして、農地法の改正について勉強会の開催をということで計画を持っております。

○15番（小沢照子君）

改正農地法が施行されます前と、以後の農業委員さんの強化について変化はありますか。

○経済課長（大島静雄君）

前に比べて今回の方がしっかりと農地を見渡せということが強く言われております。

○15番（小沢照子君）

見渡す。

○経済課長（大島静雄君）

見渡せということは、よく農地そのものを監視しなささいよということが基本になってまいります。

○15番（小沢照子君）

農地パトロールは、頻度はどれくらいですか。

○経済課長（大島静雄君）

月に1回を開催しております。

○15番（小沢照子君）

時間がないので次に行きます。

行政側として農地の集積の件で何か計画を立てておられるか、例えば、ほかの自治体で行っております菜の花畑をつくるとか、そういう観光地にして住民の皆さんに楽しんでいただいて、その菜の花が6月に刈り取りが完了して、秋には搾油、あるいは精製されて学校給食に使用される予定であるということもありますけれども、そういう市としてのアイデアとか、そういうのはありますか。

○経済課長（大島静雄君）

今のところ休耕そのものを利用してというところがあると思いますけれども、現在のところ大豆・麦が主流になっておりますので、ほかのことは一応考えておりません。

○15番（小沢照子君）

考えておりませんではなく、先進地がございますので、私なんか素人でも農業に関していろんなところの調査をしておりますので、どうぞお仕事ですので、先進地を調査していただいて取り組んでください。よろしくお願いします。

最後に、市長に通告しておりますので、選挙の事務従事に関して高校生の登用に関しての御所見をお伺います。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをさせていただきます。

御指摘ですが、時期尚早という考え方を持っておりますし、もっと勉強させていただく件かなあと。そして、ちょっと余談かもしれませんが、しばらく前に、ある高校生の子が進学についてバイトをしていたことがばれて、その進学が云々というお話を聞いたことがございます。バイトをしてはいけないというルールがあるのでしょうかね、その学校は。ですから、そういうことも聞いたこともありますし、先ほど担当がお答えしてきましたいろんな条件的なことなど勉強させていただいて、検討してまいりたいと思っております。

**○15番（小沢照子君）**

終わりにしようと思いますが、ちょっともう一度だけ。

時期尚早というのは、もう少し勉強したいということでしょうか。やはり、この静岡も何にもやらなくてこれに取り組んだのではなく、規約のこともあります。労働基準法のこともあります。いろんなことを研究なさって、そしてこれは取り組んだ方がいいということで実施されているわけですので、どうぞもっと研究をさせていただいて、時期尚早というのは、もう一度、どういう意味ですか。

**○市長（八木忠男君）**

次の例えば市議会議員選挙からは採用しません。尚早ありますし、勉強をするということは先ほどお答えしたとおりでございます。

**○15番（小沢照子君）**

次の選挙は時期尚早と、研究の期間が短い、勉強の期間が短いということでしょうけれども、一般的な感想として、将来にわたってはいかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

勉強して判断してまいります。

**○議長（加賀 博君）**

これにて15番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時半再開いたします。よろしくお願いします。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで、市民生活部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○市民生活部長（加藤久夫君）

すいません。先ほど小沢議員さんの方にお答えさせていただきました今年度の目標数値でございますが、45%と申し上げましたが、46.5%でございますので、よろしく申し上げます。失礼いたしました。

○議長（加賀 博君）

一般質問を行います。

次に、通告順位6番の、9番・田中秀彦議員の質問を許可いたします。

○9番（田中秀彦君）

ただいまの休憩中に便所へ行ってまいりまして、お茶も飲んで私はすっきりいたしました。ただ、3時半ということで、非常に皆様方にとってはつらい眠い時間だと思います。いつもどおり、つまらないなと思ったら眠っていただいて結構ですし、また、おもしろいなと思ったらぜひ聞いておいていただきたいと思います。

それでは、大項目の3点、質問をさせていただきたいと思います。

まず大項目1点は、政権交代による本市への影響。次に、大項目の2点目としまして、地域活性化への取り組みについて。3点目としまして、愛妻デーの制定をという内容でございます。質問の順位に従いまして質問させていただきます。

政権交代による本市への影響といたしまして、本年度の具体的影響はという小項目の質問でございますが、本年8月の衆議院総選挙において、民主党が政権政党となったことは周知の事実であり、現実でございます。これは、現実として直視しなければならないと考えるところであります。政権がかわって約3ヵ月余経過したわけですが、今までの自民党政権とは大きく違う現実的なマニフェストを掲げて選挙をされ、またそれによって当選をされ、またそれに伴って施策が現実的に施行されようとしておるわけでございますが、自民党政権時の第2次補正予算が民主党政権により一部凍結、あるいは見直しがされました。見直しに対する本市への影響はどのようなものがあつたか、具体例としてあればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、22年度予算組み、いわゆる編成への影響でございますが、民主党の公約と現下の経済状況を考えれば、当然予算規模を大幅縮小するのか、景気対策を考慮した大規模な予算組み、いわゆる赤字国債を増発した予算組みの編成をしなければならないのではないかなど当然考えられるわけなんです。国の税収が大幅減収が見込まれている今日、本市へも地方交付税や各種余剰金のカットなどが予想されると思われませんが、不透明な現状を踏まえて、本市の22年度予算編成の方針についてお尋ねしたいと思います。

当面、大型公共工事は二、三予定されておりますが、当然、地方交付税や合併特例債、その他の、あるいはまちづくり交付金の推移を見きわめた上での事業執行が必要ではないのかなど考えますが、その見解もお尋ねいたします。

次に、本市の予算編成に対する今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

国の予算査定によりますと、民主党が本年度より事業仕分けという手法を用いて事業予算の

必要性の有無とか、それから費用対効果、あるいはその他もろもろの観点から事業の見直しをしておるといふことでもございました。また、地方自治体でも取り組んでいる地方自治体があると聞いております。今後、財政上、本市も厳しくなってくる事実を踏まえれば、本市もこのような手法を用いて今後考えなければならないのではないかなと思っておりますが、その御意見を伺いたいと思っております。

次に、大項目2点目の地域活性化への取り組みについてでございますが、市の雇用対策への取り組みということでお伺いしたいと思っております。

本年9月ごろより一段と景気が悪化しておる現状でございます。さらに円高の追い打ち、あるいは中東の問題とか、いろいろな問題でデフレ現象が起こって、景気がますます悪化しておるといふのが現下の状況ではないかなと思っております。そのような状況下、失業者が日に日にふえている今日、本市として何らかの雇用創設や雇用対策を行っているのか、お聞きをしたいと。

また、新聞紙上その他で報道されましたが、ハローワークの中においてワンストップサービスという方式を採用して、失業者対策、雇用対策だけではなくて、いわゆる多重債務者であるとか、住む家がないとか、いろいろな一貫したサービス、ハローワークにおいてサービスをすることが報道されて、また実施されておるやに聞いておりますが、本市として、津島のハローワークとの連携、その他どのような現状であるかをお尋ねしたいと思っております。

次に、大項目3点目でございます。

愛妻デーの制定をということでございます。

この質問は、平成19年9月の議会において質問をしたところでありますが、再度質問をしたいと思っております。

我が愛西市は、名称、いわゆるネーミングが、愛の妻「愛妻」と相通ずるところがございます。私も旅行などで出かけた折、「どこから来たのですか」とよく聞かれた折なんか、「愛西市です」と答えますと、先方は愛の妻の市と間違えまして、「よい名前ですね」ということはよく聞きます。市長初め、幹部職員や議員の皆様方もたびたびこのような機会に遭われたことであるのではないかなと思っておりますが、この際、よい愛西市のネーミングを活用し、愛妻デーを制定し、市内外の愛妻家よ集まってくれと呼びかけて愛妻デーを開催したら、本市の知名度も上がり、マスコミも取り上げてくれて、将来的には全国的な愛妻デー、愛妻サミットというようなことも考えられるのではないかなと想定されるわけです。この質問で、先般の19年9月の質問におきまして、市長は愛妻デーの制定をとの質問に、指摘いただいた話は、私も市民の皆様から聞いていたと。また発音も一緒に、響きもよく、東京などで愛西市からと話すと、大変いい名前ですねとよく聞きますと。愛妻デーはどうかとの話の中で、1月31日がよいのではないかという話をしたこともあるということも答弁でありました。しかし、当時、2町2村が合併し、3年目を迎えたところであり、いまだ市民・住民の融和と理解を進める事業が進行中、まだ醸成中であり、現時点では時期尚早と考えるという答弁でございましたが、将来的には状況に応じて考えるというお話でございました。

そこで再度お尋ねしますが、八木市政は2期、ことしで5年目になります。市長の市政運営

に対する、手がたく、また潔癖といいますか清潔で忍耐強さについては評価するものでありますが、他方、マスコミなどを利用した対外的発信力において少し不足するのではないかということを感じるわけですが。この際、愛妻デーを制定し、マスコミ等に取り上げてもらい、愛西市の知名度を上げるよい時期と考えますが、制定の考えのあるなしを、お考えをいただきたいと思っております。

3点壇上でお聞きいたしました、簡潔にお答えをいただいて、壇上での質問を終わります。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず1点目の政権交代による本市への影響ということで3点御質問をいただきましたので、実務的な部分がございますので、私の方からそれぞれお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の本年度への影響はという御質問でございますが、政権交代によりまして、本年度の具体的な影響についてどうかという御質問をいただいておりますけれども、今把握している、現時点でお答えをしたいと思います。

9月の補正でお願いをいたしました子育て応援特別手当、これはさきの臨時会の全協でも福祉部長の方から御報告がありましたように、6,480万円予算計上をしておったわけでございますけれども、これは一応、国の方からの通達で執行停止ということになっております。また、教育の関係におきましては、安全・安心な学校づくり交付金、これが1,395万4,000円計上させていただいておりますけれども、補助率に変更がございまして、補助率の2分の1の変更はございませんけれども、総枠の交付総額が削減されてございまして、最終的に本市への交付額が572万9,000円減額という状況になっております。こういった内容が、現時点でつかんでおる状況でございます。また一方で、私どもの主要財源でございます地方交付税、また合併支援的な起債でございます合併特例債につきましては、これは制度的な改正がございませんので、本年度の影響はないというふうに考えております。

それから2点目の、22年度の予算組みへの影響はという御質問でございますが、議員からも先ほど御登壇の中で、国の景気動向、国の政策等、非常に不透明な状況だというお話がございましたけれども、全くそのとおりでございまして、本市の予算編成、そういった状況の中で今予算編成、財政課の査定を進めております。年内には副市長査定、あるいは年明けには市長査定を踏まえて、1月の中旬ぐらいには新年度の予算を取りまとめていきたいなという考え方を持っております。そして、またそうした状況の中で、事業仕分けの判定が国の予算のどのよう  
に反映されるのか、これが一つは大きなポイントになるのではなかろうかというふうに考えて  
おります。報道等では、この事業仕分けについてもいろいろ批判や不満が出ておるとい  
うような情報も出ておりますので、これからこの判定がこういった形で整理されていく  
のか、これいかんによってそれぞれの22年度の事業というものが新たに出てくる  
のではないかなというよう  
なとらえ方をしております。いずれにしましても、県の方へも照会をかけて  
おりますけれども、現時点では全く情報がございませんので、今後、これも先  
日申し上げておりますように、国の動向を注視しながら、やはり柔軟に  
対応していきたいと。現時点では、現状の中での予算編成、

あるいは昨年度の事業的なものをベースにした中での予算編成という形で各課の方では編成をしていてくれると思いますけれども、いずれにしても、これから査定を進めていく中で、そういったものが順次明るみに出た中で対応していききたいなというふうに考えております。

それから、事業仕分けの関係で御質問いただきましたけれども、国が今おやりになっている事業仕分け、いろいろ私もテレビ等で見ておまして、いろんなとらえ方の感想もございますけれども、それは事業そのものの有効性を評価するには一つの手法ではないかなというとらえ方は持っております。ですけれども、ただ目標値を持たずに単に費用対効果だけで判定する考え方は、すべての公共事業に適しているかどうかという疑問もやはり一方では持っておるのも事実です。御案内のとおり、本市におきましては、ロジックモデルによる事業の有効性評価に現在取り組んでおりますので、そうした中でそれぞれの事業の有効性、事業の見直し等も含めて、今現在進めておりますが、当然ながら、その予算枠配分と連動して事業のあり方を考えていくという手法が今現時点での愛西市としての取り組みでございます。そういった中で、市として国がやっておみえになるような事業仕分けに市が取り組むという考え方は現在持ち合わせておりません。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、大項目2番目の地域活性化への取り組みについてということで、雇用対策と、ハローワークで行われましたワンストップサービスデーについてお答えをさせていただきたいと思っております。

雇用対策につきましては、国の緊急雇用創出事業、これにおいて取り組みをいたしました。平成21年度につきましては三つの事業を展開しております、それぞれ部署が違うわけですが、私の方からまとめてお答えをさせていただきます。

まず1点目は、災害時要援護者情報のデータベース化でございます。災害時要援護者の情報をデータベース化して、各庁舎で持っているような形にしていきたいというふうに思っております。こちらにつきましては、新規雇用で3名の雇用を、期間は10月16日から3月31日ということでございます。それから公園内の環境美化及び安心利用パトロールということで、こちらは新規雇用2人で、事業期間は10月23日から3月31日。それから災害防止支援ということで、消防水利の安全点検、河川の巡視等につきましては、新規雇用2人、事業期間は10月23日から3月31日ということでございます。22年度につきましては、今申し上げました三つの事業に加えて、税務課の方で土地家屋台帳電子化事業に取り組む予定をしております。新規雇用は8名で、6ヵ月を予定している、こんな状況でございます。

それから、ワンストップサービスデーでございますが、これは先ほどお話がありましたように、11月30日月曜日にハローワークで実施をしておるわけでございます。趣旨といたしましては、仕事を探している方で、当面の生活にお困りの方につきましては、ハローワークで職業相談だけではなくて、住居、生活支援の相談、手続きができるようにしようというもので、県内では16のハローワークで試行が行われたわけでございます。相談の内容につきましては、職業相談、紹介、それは今までのとおりでございますが、それ以外にも住宅の相談、生活保護、生活福祉

資金、それから心の相談、多重債務相談などが行われたわけでございます。相談に当たった人につきましては、津島のハローワークの例で申し上げますと、ハローワークの職員以外に、弁護士、それから保健所の職員、それから市町村の職員、これは主に生活保護の担当の職員でございます、それと市町村の社会福祉協議会の職員などが当たっております。当市からは、生活保護の担当者及び社会福祉協議会の貸し付けの担当者が参加をいたしました。

この結果でございますが、全体の相談者は16名であったそうであります。午前が9名、午後が7名でございました。ちなみに愛西市の相談者につきましては、貸し付けの相談が1名あったということでございますが、生活保護の相談等はなかったということでございます。ハローワークとの連携でございますが、ハローワークはこういった方以外にも障害者雇用でもいろいろお世話になっておまして、今後もそういったことも含めて強いつながりをもって連携をしていきたいと、そんなふうを考えております。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

私の方からもお答えをさせていただきます。

愛妻デーの制定をということであります。これも御質問の中にありましたように、以前にいただきまして、まだその時点はということと1月31日の件もお話した記憶があるわけですが、PR、発信力不足、まさにそうかもしれません。しかしながら、もう5年目を迎えて、実は合併5周年、市政5周年ですね、5周年記念ということと各合併市においてはされているようです。ですから、そんなことも考えつつ、新年度に向けて5周年記念、大きくという考え方は持っておりませんが、5周年記念をしたいなど、そんな考え方を持っておりますので、そうした開催に向けて、おっしゃっていただきました愛妻デーというとらえ方ばかりじゃなくて、先般レガッタで下諏訪へ行っていただいた皆さんは見ていただけたと思うんですが、職員が「レンコンマン」とハスの花の「ハスミ」ちゃんの、そんなことも考えてあの場で披露させていただきましたけれども、そんなことも、そうしたPRの考え方の一つかなと。また近隣の弥富では「きんちゃん」ですか、それから蟹江では「かに丸くん」、津島は「つし丸くん」ですか、いろんなそうしたピンバッジやら携帯ストラップやらを作成してみえるようです。稲沢市も「いなッピーさん」のバッジもいただきましたが、そうしたことも近隣でもされておりますので、何かいいPR材料はないかなと。それと同時に、観光協会も立ち上げるべく今民間の方に準備もしておっていただきますので、あわせて企画を進めてまいりたい。どうか議員の皆さんにおかれましても、いいアイデアなど御提案ありましたら、ぜひお聞かせいただいと、そんな考え方でおりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○9番（田中秀彦君）

それでは、逐次再質問をさせていただきます。

企画部長の答弁で、いわゆる自民党政権から民主党政権にかわって、2次補正の予算で2点ほど実際停止と、それから減額ということもあったという現時点でのお話でございました。ただし、一番大きい地方交付税とか合併特例債への影響はないということでございますが、再度お尋ねしますが、この2点と、それからまちづくり交付金というものについての影響はあるの

かないのか教えていただきたい。

**○企画部長（石原 光君）**

まず、先ほど議員からもお話がございましたように、私ども、これを9月の補正で、経済危機対策臨時交付金4億8,000万について、一応9月補正でお願いしたきりでございます。その中の一つの事業として、今先ほど申し上げました子育て応援特別手当、それから安心・安全な学校づくり交付金、こういったものも入ったわけですが、この2点について国からの執行停止、それから総額の削減ということで今お話をしたつもりでございます。

それから、まちづくり交付金の関係ですが、これ、先ほどの事業仕分けじゃありませんけれども、特にまちづくり交付金については地方へ移管するというような判定が出ていますよね、事業仕分けの中で。それは一応、事業仕分けの一つの判定であって、最終的にこれはどういう形になるかというのは、まだ現時点では把握しておりません。ただ言えることは、これは一つの私見になるかもわかりませんが、当然財源保障なしで地方へ移管ということについては、これは私自身思いますには納得できんということも、私見ですが、思っております。ですが、現時点では、とにかく仕分けでそういう結果が出たということしか把握しておりませんので、今後どういう形で、どういうような精査がされて、どういう形になるかについては具体的に申し上げることはできません。現在の状況しかお答えしようがないので、御理解をいただきたいと思っております。

**○9番（田中秀彦君）**

現時点ではやむを得ん状況かなと理解します。

2点目の来年度の予算編成につきましても不透明の件が多々ございますから、企画部長答弁のとおり、国の進捗状況、推移を見ながら、注視をしながら、予算査定をしておかなければならないと。ただ、1月中旬に本予算ということですから、これはもう待ったなしということですから、それまでに結論が出なければ、前年にのっとった予算組みをしなければというようなお話がございました。これも当然かなと思うわけなんですけど、3点目の事業仕分けとしまして、現時点では取り組まないというお話でございます。愛西市としましては、合併して5年たちまして、合併した当時にすべての面で一度見直すということをやっておりますし、行財政改革もずうっと進めてきております。また、石原企画部長も非常に堅実にやってみえるみたいですから、改めて取り組む必要はないかもしれませんが、ある意味では国が政権交代して、国の予算組みとか、執行とか、あらゆる方法がかわってくれば、またこれはその時点で見直すべきかなと思っておりますが、その点は、そういう時期が来た場合にはどういうふうに対応するかということでございますが。

**○企画部長（石原 光君）**

先ほど申し上げましたように、この事業仕分けについては、私ども市としては取り組む考え方は持っておりません。と申しますのは、これも合併直後、新市になってから新しい行政評価システム、これは行政改革の一環でございますけれども、いわゆる市職員全員が新たな取り組みということで今日まで来ておるわけです。それが行政評価システムの構築ということで、い

いわゆるP D C Aサイクルですね。プラン、ドゥー、チェック、アクション、このサイクルをもとにロジックモデルというものを新たに導入し、みんな暗中模索の中で今進めておるわけです。そういったことを、ひいては有効性評価システム、今現状チェックをかけています事業が約※340件ぐらいあります。一つ一つの事業をチェックをかけておるわけです。さきの定例会でも申し上げましたように、じゃあその評価というものはどういった形でいつ示されるんだという御質問をいただいた経緯がございますけれども、いずれにしても、そのとき答弁で私が申し上げましたのは、数字の比較が出て初めて今取り組んでいる事業がこういう状況ですよと。だから、この事務事業については、ある程度見直しが必要だ、あるいは廃止が必要だ、もうちょっとこの率を上げるについては啓発が必要だ、PRが必要だと、そういったものが、来年1年かけて出てきます。皆さん方の方へ、今までやってきた作業の内容というものを当然これを評価として一応公表しなければならないというふうに考えております。それが大体前回申し上げておりますように、23年度の予算編成時にはそういった一つのものができるようになってくると。そのときには、やってきた効果としてこういうものですよというものをお示しできるんじゃないかと。ですから、愛西市としては新たな手法で今取り組んでいるのは事実でございますので、国の方の事業仕分け的なものを、今ここで幾ら変更になったからといって取り入れる考え方は持ち合わせておりません。

○9番（田中秀彦君）

承知しました。確かに、合併後、行政評価システムに取り組んで、ずうっと継続してきておられて、この間、全協においてもこのバランスシート、行政コストの決算書というものでいただいたわけございまして、これを読んで、あるいは評価システムロジックの結果を待つて、そして評価すべきではないのかなと思っておりますから、今現在においてはよそよりも進んでおるなということはあると思います。

次に、2番目の地域活性化への取り組みについてでございますが、21年度においては、福祉部長は、緊急雇用としまして三つほど事業を展開したと。採用したと。災害時要援護者支援3人、それから公園美化その他で2人、公園美化は何人ございましたですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

2人でございます。

○9番（田中秀彦君）

2人。それから災害に対しては2人と。こんなような、要するに緊急雇用ということで採用したと。あるいは22年度においては、土地・家屋の調査で8人ほど雇用を考えておるという答弁がありました。これは、あくまで期間限定の臨時雇用ということでございますね。

○福祉部長（加賀和彦君）

この事業そのものが半年以内ということになっておりますので、その範囲内で私どもは運用しているところでございます。

○9番（田中秀彦君）

これは、市だけでは解決できない問題であることは当然だと思いますが、昨年12月議会に

※ 後刻訂正発言あり

においても、景気が非常に悪化してきておるということから、派遣社員の大幅な打ち切りその他で、いわゆる12月に、簡単に言いますと住むところがない人が多数出ておったと。昨年の暮れでございますが。そんなことから副市長にお尋ねしたところ、近隣市長村と相談の結果、雇用の対策はちょっと今のところは取り組んでいないという御答弁でございましたが、今回それによります景気悪化が来ておるんじゃないかと私は思うわけです。なぜかと申しますと、一部には、前回は派遣社員が大幅に切られたわけなんです、今回においては一部正社員、あるいは契約社員まで切られておる。あるいは、企業内失業者というような呼び方がいいのかなと思います。雇用保険調整金といいまして、中小企業においては、相当数の企業が雇用調整助成金を受給して社員を確保しておるとというのが現状でありまして、それが恐らく昨年末、あるいは1月、2月に申請されておれば、1年という時限ですから、それが切れましたら当然のこととして大幅な雇用不安が起こってくるんじゃないかと。現実的に、失業率は8%から9%、雇用調整の助成金を会社内で受けられておる。それを失業者とみなした場合には、そこらまで及ぶんじゃないかというようなことが報道されておりますが、それに加えてもう一つは、今後大きな問題となるのかなと思えるのは、高校、大学の卒業者で就職先がないと、いわゆる4割、高校生ですと5割近くがいまだに決まっていけないというような状況であるわけですが、このような状況下、本市としても、これは市だけで取り組めるわけじゃないわけですし、大企業、その他、あらゆる機会をとらえて雇用関係を確保しなければ、安定した収入というのは得られないと思うわけなんです、その点の認識というのはどのようなお考えなのか、どなたでも結構ですから。

#### ○副市長（山田信行君）

結構な御指摘をいただいて、本当に私どもも真剣にこれから対応していかねばならないなど感じているところでございます。

そこでちょっと補足をさせていただきますけれども、今、雇用の関係では、滞納整理の徴収嘱託員を私ども募集しております、これも既に募集が終わっておりますので、いい人材があれば数人これも雇用をしたいなと思っておりますし、来年度に限って言えば、国勢調査の年でございます。こういった事務の応援的な職員なども、できる限りそういった方々を対象にして採用できるものは採用していきたい。いずれにいたしましても、しばらくこの雇用情勢を見てまいりまして、深刻な状況があれば、また皆様方に補正予算なども提案して考えていきたいと思っております。

#### ○9番（田中秀彦君）

ありがとうございます。

まず官の方から少しでも雇用の方を考えていただいて、あるいはまた民間の方も活力が出たら、これは声を大にして、少しでも雇用を創設していただきたいというような呼びかけを行政側からも私はしていただきたいと思うわけです。私は最近つくづく感じましたのは、具体的に感じましたのは、産直の「あいさいか」をたまたま、これ、私ごとで申しわけありませんが、3名で立ち上げました。八開地区で非常に活性化が起きておるといようなことで立ち上げ

て、11月14日にオープンをさせていただきましたんですが、その折に、ハローワークの方へ4名だけパートさんを募集いたしました。募集といいますか、お願いに行きました。そうしたら、ハローワークが、あの周辺が2重、3重に人垣がいて、そして職を求めている。あるいは、私のところのまだ立ち上げたばかりの企業でも16名も応募されるというようなことで、しかもその履歴書を見ますと、高学歴で本当に、えっというような方が応募されてみえました。ですから、我々はパートですから時間給ということだったんですが、そこまで厳しいのかなというのは実感として持ったわけなんです。そんなことで、やはり行政側も我々も雇用という、いわゆる職を確保するということについては、今後、愛西市だけではなくて、全国的に取り組まなければならない問題ではあると思いますが、特に愛西市でも取り組むべき問題である。また、農業においてもそういう分野は私はあるのではないのかと。雇用の創設はあるのではないのかなと思いますから、そんな分野にも広げていただきたいなと思いますが、その点、改めてもう一度お考えをお聞きします。

#### ○副市長（山田信行君）

いろいろとお聞きしまして、まことにごもつともございまして、要は深刻な雇用情勢を打開するには、官と民と協働して何らかの対応をしていかなねばならないと思っておりますので、もうしばらくいろいろな情勢を見きわめた上で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○9番（田中秀彦君）

それでは、地域活性化のことにつきましてはこれぐらいにしまして、ただ、だれかが行動を起こさなければそういう活性化が生まれないということですから、心ある方はぜひとも積極的に活性化のために動いていただきたいということを要望しておきます。

次に、最後に愛妻デーの制定ということで再度質問をしたわけですが、市長はことし市政5周年ということで、5周年記念をちょっと考えておるんだというようなお話もございました。ただ、5周年記念というのは一過性の問題であって、5周年が終わればもうこれで終わり、あるいは10年たてば10周年記念ということで、一つの一過性だと思うんです。ですから、やはり継続して少しでも積み上げていく、あるいは知名度を上げる施策というのは、私は必要ではないのかなと。また、この愛妻デーの制定において費用というものも大きく発生するわけでもないわけですし、もちろんパンフレットとかいろんな周知の宣伝方法は必要かと思えます。それに対する予算は必要かと思えますが、大きな箱物をつくるわけでもなく、また大きな予算は必要ではないと思うわけですから、これはぜひ市長の在職中にひとつ制定をしていただきたいと思いますと思いますが、再度御答弁をお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

御提案を真摯に受けとめながら、5周年事業に向けて進めてまいりたいと思っております。また皆さん方に御相談、御提案申し上げる機会があろうかと思っておりますので、そんな折にもまたよろしくお願をしたいと思えます。

#### ○9番（田中秀彦君）

最後になりますが、愛妻デーの制定という質問の折に、観光協会というのも今年度といいですか、今年度か来年度かちょっと確たることはわかりませんが、立ち上げたいと、また立ち上げるんだというようなお話でございましたが、見通しとしてどんなような方向性と予定、どんなようなふうかお尋ねをしたいと思いますが。

**○副市長（山田信行君）**

観光協会の設立に向けましては、今一部の民間の方に尽力いただいております。それに加えまして、今回私ども市の内部でも担当部局が共同で一種の準備委員会と申しますか、プロジェクトチームのようなものも立ち上げまして、要は民間商工会とか農協、そういったところも抱き込んで、設立に向けてこれから実質的な動きが始まろうとしておりますので、今年度中というのは無理だとは思っておりますけれども、早い時期にこういった観光協会を立ち上げていきたいと、そんな意味で今進めているところでございます。

**○9番（田中秀彦君）**

今の答弁でございますと、一部民間も当然主体としてやるんですが、市の内部でもプロジェクトをつくって、もうやろうとしておる段階であるというふうに理解してよろしいですか。

わかりました。ぜひ対外発信のためにも、観光協会も立ち上げていただきたいということを要望します。

時間もちょうどいい時間だと思いますが、これで質問を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

これで9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。4時25分再開といたします。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

企画部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

**○企画部長（石原 光君）**

先ほどの田中議員さんの事業仕分けの再質問の折に、ロジックモデルの事務事業数を、私、340ということをお知らせしましたが、正しくは304でございますので、御訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。申しわけありません。

**○議長（加賀 博君）**

それでは、一般質問を続けます。

通告順位7番の、8番・岩間泰彦議員の質問を許可いたします。

**○8番（岩間泰彦君）**

議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

先ほど議長の方にお聞きしましたら、きょうは最後の質問だそうでございますので、皆さんも大変お疲れでございますから、40分ぐらい、5時ちょっと過ぎぐらいで終わりたいと思って

おります。今回は、4年余りの総括といたしまして確認事項が多いかと思いますが、三つほど簡潔に質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一つは、安心・安全快適なまちづくりの整備などについてであり、昨年6月に質問いたしました佐屋駅前の整備その後についてなどを質問いたします。二つ目は、きょうの午前中の村上議員の質問の中でも出ておりました愛西市災害時要援護者支援プランは作成中で、21年度完成予定との答弁はいただいておりますが、既に実施済みのお年寄りや独居老人などへの支援の具体策の状況についてなどであり、三つ目は、まちおこしの一環として継続し、1年に1回質問をいたしております郷土の歴史・文化の浸透、つまりどのように次の世代の子供たちに郷土の歴史・文化を伝えるかでございます。

それでは、まとめて質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

大項目の1番目、安心・安全快適なまちづくりをでございます。

6月には同じ大項目で、狭い道路の問題を質問いたしましたが、今回は、佐屋西小学区地内の安全なまちづくりに絞って質問をいたします。名鉄勝幡駅前整備事業について、事業仕分けでまちづくり交付金につき不透明になったとの記事がございましたが、そのことは別といたしまして、ささやかに1年前に質問いたしました佐屋駅前の整備について、用水工事も始まっておりますので、どのような計画かの確認と将来像、また須依町地内の県道津島・弥富線のT字道路の安全対策などについてお聞きいたします。

最初の質問でございますが、佐屋駅前の整備事業その後はでございます。名鉄尾西線と県道佐屋・多度線との交差点については、都市計画上では立体交差として計画決定されているが、事業化のめどは立っていないとの以前の答弁でございましたし、総合計画では、駅前周辺など佐屋ゾーンはにぎわいゾーンとされていますが、何ら計画もなく手つかずでございます。佐屋駅前周辺の水路・市江支線について工事が始まっているようでございますが、どのような計画へ進むのか、暗渠工事となるのか、以前質問したように駐輪場として活用できるようになるのか。また、佐屋多度線踏切の勾配がございまして、その勾配について改修されるのかどうか、あわせてお尋ねいたします。

次に、須依町内の危険な交差点の安全対策について質問をいたします。この交差点は、佐屋西小学童の通学道路でもあり、交通指導員の方が立ってみえるところで、狭い県道で大変危険な箇所でございます。昔の佐屋町時代に、西の方に抜ける道路計画もあったと聞いておりますが、当面の付近の安全対策及び抜本的解決策として、将来的に西の佐屋町の方に抜ける道路を計画してほしいがどうか、お伺いをいたします。

大項目の2番目でございますが、お年寄りや独居老人などへの支援対策はでございます。榎本議員が先ほど質問いたしまして、ちょっと重複するところがございまして、御了解を願いたいと思います。

人口問題研究所によりますと、2015年には高齢人口が3,000万人を超える高齢化社会に入るという推計であり、2000年から介護制度が始まっており、私の家族もそのサービスの恩恵を受けております。平成17年度の国勢調査の結果、65歳以上は約2,682万人で約21%、ことし4月

現在で愛西市の65歳以上は1万5,230人で、22.78%だそうです。65歳以上のお年寄りだけの世帯、独居老人世帯が今後も増加するのではないかと思います。

そこで質問の3番目でございますが、高齢世帯へのサービスの現状はでございます。過去に名古屋市を例を挙げ、安否確認方法として、新聞配達店にお願いして3日以上新聞がたまった場合に通報してもらう方法を提案いたしました。お年寄りや独居老人などへの支援として、具体的には、先ほど榎本議員さんのときに出てきましたように配食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、乳酸菌飲料配布サービス、福祉電話及び高齢者タクシーサービスなどがありますが、それぞれの利用状況と現状分析及び利用申込方法、周知方法についてお伺いをいたします。

次に、質問の4番目でございますが、民生委員の役割はでございます。

高齢化社会では、民生委員の役割はますます重要になってきており、多岐にわたって大変御足労をかけているのであり、敬意を表する次第でございます。そんな状況の中でございますが、民生委員が減ったそうでございますが、どんな基準により減らしたのか、現在の定員は何名か、選任方法は、どんなことを委嘱しているのか、わかりやすく説明をお願いいたします。

大項目の3番目でございますが、郷土の歴史・文化の浸透についてでございます。

「隆盛佐屋宿江戸期の姿、愛西で古図の写し見つかる」との見出しで中日新聞に掲載されましたので御存じの方もいるかと思いますが、11月8日の佐屋町、昔の大字佐屋の文化祭で公開されまして、大変盛況でございました。文化祭は数十年にわたり開催されているのでありますが、佐屋宿古図の特別展示ということで、閉館まで絶え間なく人であふれ、郷土の歴史・文化への関心の高さにびっくりいたしました。

そこで質問の5番目でございますが、文化財の整備はについてでございます。

愛西市の文化財として、佐屋街道の佐屋宿の町並みと、勝幡城址を中心とした上街道の町並みは、外に向かってアピールできる大きな観光の目玉だと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、文化財は26件指定されておりますが、文化財の案内板などの設置について、どのような方法でなされるのか。また、以前に質問いたしました勝幡城址の文化財指定の件は、その後どうなっておるのか。稲沢市とはどんな話し合いをされたのか、お伺いいたします。

最後の質問になりますが、質問の6番目ですが、郷土の歴史・文化の保護はでございます。

愛西市の貴重な歴史・文化の散逸を防ぐためにも、ばらばらとなっている資料などをまとめ、歴史資料館の建設を以前要望いたしました。現状からは先送りもやむを得ないと判断しております。次善の策として、とりあえず、この前、伊勢湾台風から50年の立派な展示がありました八開旧診療所を歴史資料館的な施設にしたらどうか。また私は、かねてから人材育成の一環として学芸員の増員を主張しておりましたが、職員の募集があり、学芸員の採用が決まったやにお聞きしましたが、どうでしょうか。どんな方針で採用されたのか、重ねてお伺いいたします。

以上で、総括質問を終わり、自席で答弁をお伺いしますが、よろしくお伺いいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは佐屋駅前の整備事業その後とはということに対してお聞きの件と、須依町の危険な交差点の安全対策はと題してお聞きの2点にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、佐屋駅前の整備事業の関係ですが、こちらにつきましては、県営地盤沈下対策事業木曾川用水地区市江支線工事については、現在佐屋駅の東側で工事を行っております。今年度は木曾川用水の開水路を撤去しまして、新たに直径165センチの管水路を布設することになっておりまして、名鉄線沿いのおよそ103メートル、その間が暗渠となる予定になっております。暗渠の上部の利用についてでございますが、土地利用者となります愛知県や、できた水路を管理していく海部土地改良区、こちらの方と、駐輪場として有効活用ができるようにして現在協議を進めております。また、県道佐屋・多度線の踏切の勾配について、議員御指摘のとおり、バウンドといいますか、そんなような形になるような状況になっておりますが、今回の工事によりまして、道路の高さが約10センチほど低くなる計画となっておりますので、その分、踏切までの勾配が鈍くなるのではないかと、それによって通りやすくなるのではないのかというふうに考えております。

次に、須依町地内についてお聞きでございますが、県道一宮・弥富線と本市市役所の北側道路を西へ行って、交差したTの字の交差点の場所については、旧佐屋町時代に西へ道路を抜く計画は事実あったそうでございます。しかしながら、この西へ抜く計画につきまして関係者の理解が得られなかったということで、たち消えになったというふうに聞いております。県道の西側には複数の建物がございまして、物件の立ち退き等が必要となっておりまして、当時の佐屋町の状況をお聞きする中でも難しいのではないかとというふうに考えております。そういったこともありまして、愛西市として現在その計画は持っておりません。よろしくお願いをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方からは、高齢者世帯へのサービスの現状と、民生委員さんのことにつきまして、御答弁させていただきたいと思えます。

まず高齢者世帯へのサービスでございますが、配食サービスにつきましては、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、あるいは食事をつくることにお困りの65歳以上の高齢者世帯の方に昼食を自宅まで配達をしておるわけでございます。普通食に限定をさせていただいております。利用日につきましては、月曜日から金曜日、祝祭日・年末年始は除かせていただいておりますが、そのうちの希望日で、利用料は1食400円でございます。なお、現在の登録者数は170名で、安否確認も兼ねて行っております。

それから寝具洗濯乾燥消毒サービスでございますが、高齢者、あるいは障害者の方々に対しまして、寝具の洗濯及び乾燥を行うものでございます。対象者につきましては、65歳以上のひとり暮らし老人の方、65歳以上の寝たきりの老人の方、高齢者のみの世帯の方、それから重度心身障害児者の方でございます。この事業につきましては、社会福祉協議会への委託で行っておりまして、申し込み等につきましても社会福祉協議会への取り扱いということになっており

ます。登録制ということでさせていただいております。新規利用希望の方につきましては、登録が必要となるわけでございます。毎年2回実施をいたしております。広報で登録募集を行います。なお、既に登録されている方につきましては、事業実施前に各個人あてに案内文を送付させていただいております。本年度、第1回の事業を10月14日から30日まで行いましたが、登録者数478名のうち、349名の方に御利用をいただきました。利用料は無料でございます。

続きまして、乳酸菌飲料の支給でございますが、65歳以上のひとり暮らし高齢者で、健康に不安があって、安否確認が必要な方に無料で配布をしているものでございますが、現在の登録者は160名でございます。

続きまして、福祉電話の関係でございますが、65歳以上のひとり暮らし高齢者で、定期的に安否の確認が必要と認められる、電話をお持ちでない方に無料で福祉電話を貸与いたしまして、基本料金を補助するものでございます。ただし、利用者につきましては、所得税非課税の方に限らせていただいております。現在の設置者は6名でございます。

それから、緊急通報システムでございますが、緊急通報装置、これは電話機型のものでございます。それと、ペンダント型のものでございますが、無料で貸与いたしまして、急病・事故などで救助を必要とするときに、愛西市消防本部の緊急通報センターに通報するというシステムでございます。対象者につきましては、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、寝たきりの方がいる高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの身体障害者、1、2級の重度の方ですね、それと身体障害者1、2級で同居者が緊急時に対応することが困難な世帯、そういった方々を対象といたしております。現在、申し込み台数も多く、設置台数に限りがありますので、若干設置までに日数をいただく場合もございますが、現在の設置台数は319台ということになっております。

高齢者福祉タクシーにつきましては、公共施設及び医療機関との間のタクシー利用の際の初乗り運賃と、送迎回送料金を年間24回分助成しているものでございます。対象者につきましては65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯の方で、現在ひとり暮らし高齢者のみの世帯を含めまして917名の方に申請をいただいております。今年度につきましては、既に昨年度の申請者の数を上回っている状況でございます。

各サービス事業の申し込みにつきましては、寝具洗濯乾燥消毒サービス、これは先ほども社会福祉協議会ということで申し上げましたが、そのサービスを除きまして、各庁舎の福祉窓口で受け付けをいたしております。配食サービス、乳酸菌飲料支給、福祉電話、緊急通報システムにつきましては、御本人さんと面接をさせていただきまして、状況の確認もさせていただいております。

また高齢者福祉タクシーの助成の申し込みにつきましては、印鑑と、初回の場合は証明用の写真を1枚持参していただいて、申請をしていただいております。その場で助成券を発行させていただくというものでございます。

各サービスの周知につきましては、広報、ホームページ、窓口に置いてあります高齢者福祉ガイドブック、そういったもので周知をしたり、各地区の民生委員さんが訪問をしていただく

際がございますので、そういったときに紹介をしていただくということで進めておるところでございます。

それから民生委員さんの役割でございますが、減員をしたところもあるが、どんな基準によるかということでございますが、人数を減員させていただきましたのは、平成16年12月の改選時でございます、旧佐屋町の大字佐屋におきまして4名を3名にさせていただきました。当時、大字佐屋につきましては、1人当たりの受け持ち世帯数が152世帯でございましたが、他地区で340世帯という大字もございました。平均受け持ち世帯数は、その当時211世帯でした。そこで、大字佐屋の民生委員さんや総代さんと御相談させていただきました1人減員させていただき、他地区で1名増員させていただき、そういった調整をさせていただいたものでございます。ちなみに基準といたしましては、120から280世帯にお1人ということになっております。現在の委員数でございますが、旧佐屋町では45名で、1人当たりの受け持ちは平均で219世帯、大字佐屋につきましては222世帯で、平均値に近い状況になっております。ちなみに市全体では104名で、平均受け持ち世帯数については208世帯ということになっております。

選任の方法につきましては、総代さんから推薦をいただくというようなことで進めておまして、委嘱につきましては厚生労働大臣が委嘱をいたしまして、任期3年間でございます。委嘱の内容につきましては、地域住民の福祉の向上のための相談、指導、調査などの活動、あるいは福祉事務所とか社会福祉協議会などの協力活動が主な任務になっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から、郷土の歴史・文化の浸透についてお答えをさせていただきます。

今年度の事業といたしまして、文化財案内板設置工事を現在進めておるところでございます。箇所数といたしましては、大看板3カ所、小看板13カ所の設置を考えております。文化財の啓発を図る一方で、安全性の確保等にも配慮しつつ、加えて所蔵者、地主等の同意を得ながら進めております。具体的には、勝幡オコワ祭り、赤ハス保存田、佐屋代官所址の説明看板には絵や図を取り入れたものを、またその他の市指定文化財につきましては、説明文のみで設置したいと考えております。さきに作成いたしましたふれあいマップとともに、愛西市のPRの一助になればと考えております。

勝幡城址の文化財指定の件でございますが、勝幡城址は既に稲沢市の史跡として碑周辺地域が指定されております。御承知のとおり、勝幡城址は稲沢市、愛西市にまたがる地域でございます。愛西市側の指定対象になる部分が不明瞭でございます。愛西市としての指定は考えておりませんが、ただ、勝幡城の歴史的意義を考慮いたしますと、愛西市としても十分活用できる文化財でございますので、織田信長出生の地と言われます勝幡城を稲沢市と連携をとりながら、PRに活用をしてみたいと考えております。

続きまして、歴史資料館の建設についてということで御質問がございましたが、この件につきましては、現在検討にとどまっているような状況でございます。旧八開診療所の活用につきましては、昨年度は「平成の御鋳祭展」、今年度は伊勢湾台風から50年を経過したということ

で、「天災は忘れた頃にやってくる ゼロメートル地帯の災害史」の特別展を開催いたしました。大勢の方にごらんをいただき、盛況のうちに終えることができました。この場をかりましてお礼を申し上げるところでございます。現在、旧八開診療所では、市内に伝来した資料の散逸の防止、資料の収集・保存及びそれらを整理する場所として活用させていただいております。また、随時に特別展の会場としても活用させていただいております。今後は、暫定的に維持管理を含め、社会教育課で管理させていただきたいと考えております。特別展などの際などに「旧診療所」と表示いたしますと、内容と場所がちぐはぐでわかりにくいというようなお言葉もいただいております。施設の名称も「八開郷土資料室」というように変えて利用していきたいと考えております。

次に、学芸員の採用の関係でございますが、一応採用が内定していると聞き及んでおります。合併以後、文化財の保護行政を進めてまいりましたが、専門性、業務量などさまざまな観点から学芸員の充実を図るべく、お願いをしているところでございます。愛西市の文化財行政がよりスムーズに、レベルの高いものになることを期待しておるところでございます。以上でございます。

**○議長（加賀 博君）**

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

**○8番（岩間泰彦君）**

詳細な説明、答弁、どうもありがとうございました。

各高齢者の福祉サービスについては、民生委員を通じて65歳以上の方への周知徹底を図るよう要望をしておきます。実は私も65歳以上でございまして、他人事ではございませんので、わかりやすい説明でよく理解できました。その節はよろしくお願ひしたいと思います。

安心・安全快適なまちづくりについて、引き続き質問をいたします。

佐屋町内の狭い道路の拡幅工事についてでございます。平成22年、線引きの見直しは県の方針でもあり、ほとんどゼロに近いとのこと。将来を見据えての基盤整備をすることが必要と私は感じております。4年ほど前に、佐屋町の佐屋・多度線北側及び佐屋西小の南側を、開発すべき最適地として市街化区域とするよう要望した経緯もございます。そこでお尋ねいたしますが、現在学童の通学道路でもあり、佐屋町道西の南北道路は農道で、自動車が1台やっと通行できるほどの狭い道路でございます。消防車、救急車が通ることができる安全対策と安心対策と、学童通学道路の安全対策及び将来への基盤整備を考慮して、東側への拡張工事を考えてほしいかどうか、お伺ひいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

それでは、御質問のお尋ねの件についてお答えをさせていただきます。

佐屋西小学校の西側にある千本桜公園といいますか、その東側道路は西側に家が立ち並んで、東側は確かに農地になっております。舗装幅は2メートルぐらいかなというふうに思います。議員質問の中でも言うとおみえになるように、すれ違うことがしかねるような狭い道路で実際あろうかと思えます。こういった道路の整備につきましては、土地の地権者等の御理解をいただくというのが大前提でございますので、一度、地元の総代さん、それから地権者関係者、こういった方と御相談いただきまして、市の方へ御相談というかお話をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○8番（岩間泰彦君）

その節はどうかよろしく願いいたします。

大項目の3番目の郷土の歴史・文化の浸透に関連して、一つだけ質問を続けます。

先ほど観光協会の話が出たのでちょっと重複いたしますが、質問をさせていただきます。

愛西市の観光をアピールするためにも、観光協会か観光課をつくった方がよいのではという質問が前から出ておりました。市には貴重な文化財が多々ありますし、歴史ブームでもあり、団塊世代がリタイアし、佐屋町内の文化財の見学に来る方も大変多くなりました。気運も盛り上がっているのではないかと。郷土史研究会が発足して2年余り、他市を参考にしながら、窓口を統一するため組織として観光課か観光協議会をつくってはどうか、そういった考えがあるのかどうか。先ほどちょっとお聞きしましたが、再度お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほど田中議員の御質問に私ども副市長がお答えをさせていただいたように、この観光協会につきましては、市民からの盛り上がりが必要という考えから、民間の方にそちらの方向で進めていただくようにお話をいたしております。一方で、市側の方としても、関係する課が連携をとってプロジェクト的にそういった後押しができないかなということで、現在、検討をしておるところでございます。観光課という課の設置については、まだちょっとその時期には至っておらないかと思っておりますが、実際、観光の事務につきましては、経済課の方が窓口になっておりますので、先ほど申し上げましたように、民間のそういった関係者の方と市の方ででかしましたプロジェクトの方で何とか立ち上げに向けて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○8番（岩間泰彦君）

最後に、もうやめようかなと思いましたが、失礼に当たりますので、恒例により市長に二つだけお尋ねいたします。

先月の佐屋町の文化祭には、朝一番に見学に来ていただきまして本当にありがとうございました。実行委員の1人といたしまして、非常に厚く感謝を申し上げます。大変恐縮でございますが、その際の御感想と、あのような佐屋宿の古図を常時展示できるようなまとまった資料館的なものが将来必要と思われなかったのかどうか、お伺いいたします。

また先ほど来、出ておりますが、観光協会がこういった組織で、民間に何か委託するようなことを言われておりますが、こういった組織で、どんな性格かわかりませんが、市としてやは

り積極的にかかわりを持ってほしいと思います。観光協会については、私もいろいろなところへ出かけますが、産業振興としての立場の経済課と、それからビジョン、イベントなどの計画の企画部とか、文化財保護の場合は社会教育課とか、何かいろんなところへキャッチボールされて、ハード面、ソフト面、ばらばらでございます。そういったものをまとめた、市としての、先ほどこちよと出ましたのでつくっていただけるのかなと思いますけれども、連携した組織とか、そういう連絡協議会的なものができるんですかね。その辺のところもあわせてお伺いいたします。

○市長（八木忠男君）

岩間議員の質問にお答えをいたします。

最初に、佐屋町の文化祭にお邪魔しましたのは、新聞報道を見ましてということで、早速展示があるということでお邪魔をさせていただきました。本当に立派なのができていたんだなということもを見せていただきましたし、以前からも資料館的なことは岩間議員さんから御指摘をいただいております。新たに建設という考え方もあるかもしれませんが、今、庁舎検討委員会でいろんな答申もいただき、本庁舎でのという考え方の中で、他の公の施設が有効利用できたら、そんなことを思っているところであります。例えば、八開庁舎などは高台にありますし、今2階の方はほとんど活用もされていないというような状況でありますので、例を挙げれば、例えばそんなことの考え方もあるかなということをお思います。

そして、観光協会の件であります。副市長から申し上げました、今おっしゃっていただきました経済課、企画、あるいは社協、いろんな関係の部署から選任をしまして、チームをつくって、民間の方との合同の協議の場をまた私どもの方からもお願いしていきたいなということをおいながら、将来に向けて、やはり市を挙げてのすべての内容で進めないといけなかなと。そして、特に民間主導の考え方の中から、原点はそうした考え方で進めていけるといいかなと。もちろん、商工会、JAさんも含んで、全市を挙げてという考え方を持っているところであります。

○8番（岩間泰彦君）

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで8番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、10日は午前10時より会議し、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後 5 時05分 散会